

# 琉球大学学術リポジトリ

## 要請、決議（早期復帰）( I )

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322</a>

(2) 決議書(昭四〇・三一・四〇・四・六)

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省接受年月日
石川市議会	40. 3. 11	
鳥取県、平田市議会	40. 3. 15	
高知県幡多郡十和町議会	40. 3. 12	
波佐見市岐阜市議会	40. 3. 27	40. 4. 1
愛媛県北宇和郡松野町議会	40. 3. 12	40. 4. 1
柏崎市議会	40. 3. 23	40. 3. 30
香川県議会	40. 3. 27	40. 3. 30
芦屋市議会	40. 3. 19	40. 3. 30
中津市議会	40. 3. 20	40. 3. 30
広島県議会	40. 3. 23	40. 3. 30
北海道歌志内市議会	40. 3. 20	40. 3. 30
高知県高岡郡構原村議会	40. 3. 22	40. 3. 30
愛媛県西宇和郡三瓶町議会	40. 3. 26	40. 3. 30
新潟県村上市議会	40. 3. 22	40. 3. 30
高知県室戸市議会	40. 3. 24	40. 3. 30
愛媛県越智郡宮窪町議会	40. 3. 27	40. 4. 2
佐賀県東松浦郡肥前明徳町	40. 3. 25	40. 4. 2
北海道市平市議会	40. 3. 27	"
静岡県議会	40. 3. 19 3. 24	40. 3. 30
愛媛県越智郡波方町議会	40. 3. 26	40. 4. 1

GA-6

外務省

佐賀県藤津郡太良町議会	40. 3. 26	40. 4. 1
尼崎市議会	40. 3. 31	40. 4. 3
奈良市議会	40. 3. 27	"
山形県尾花沢市議会	40. 3. 20	"
佐賀県小城郡芦川村議会	40. 3. 27	"
山形県米沢市議会	40. 3. 27	
鹿児島県志布志町議会	40. 3. 30	40. 4. 5
福岡県相屋郡古賀町議会	40. 3. 26	40. 4. 5
佐賀県杵島郡白石町議会	40. 3. 26	40. 4. 6
愛媛県越智郡上浦町議会	40. 3. 30	40. 4. 6
高知県吾川郡把川町議会	40. 3. 29	"
新潟県議会	40. 4. 1	40. 4. 6
福島県伊達郡猪原町議会	40. 3. 26	"
岡山県勝田郡勝田町内勝町役場	40. 3. 20	"
高知県安芸郡北川町議会	40. 3. 31	"
佐賀市議会議長	40. 3. 30	"
愛媛県上浮穴郡久万町議会	40. 3. 31	"
鹿屋市議会	40. 3. 29	"
高知県議会	"	"
泉大津市議会	40. 3. 30	"
愛媛県温泉郡久万町議会	40. 3. 31	"

GA-6

外務省

神奈川県議会議長	40. 4. 2	40. 4. 6
岡山県西大寺市議会	40. 4. 2	"
愛媛県越智郡吉海町議会	40. 3. 31	"
" 同衆郡三芳町議会	"	"
長崎県諫早市議会	40. 4. 2	"
佐賀県東松浦郡相知町議会	"	"
佐賀県小城郡小城町議会	40. 4. 1	"
" 多久市議会	"	"
北九州市議会	"	"
新潟県北魚沼郡小出町議会	"	"
大分県竹田市議会	40. 3. 29	"
藤沢市議会	40. 3. 30	40. 4. 8
文京区議会	40. 4. 3	"
五野市議会	40. 3. 29	"
大東市議会	40. 4. 3	40. 4. 9
兵庫県川西市議会	40. 3. 27	"
静岡県三島市議会	40. 4. 1	40. 4. 7
鹿児島県枕崎市議会	40. 4. 5	40. 4. 9
北九州府柏江町議会	40. 3. 31	"
宮崎県議会議長	"	不明
大阪市会 (ダブル)	40. 4. 1	"

外務省

広島県尾道市府中町議会	40. 4. 7	40. 4. 10
青森県上北郡七戸町議会	40. 3. 30	"
大阪市会	40. 4. 1	"
京都府宮津市議会	40. 4. 8	40. 4. 12
北海道議会	40. 4. 6	40. 4. 12
愛媛県大洲市議会	40. 4. 5	"
佐松市議会	40. 3. 31	"
伊豆市議会	40. 4. 8	"
鹿児島県大口市議会	40. 4. 1	40. 4. 13
兵庫県三木市議会	40. 4. 7	40. 4. 14
長瀬町議会	40. 3. 22	不明
愛媛県北宇和郡衣笠町議会	40. 4. 6	40. 4. 13
鹿児島県議会	40. 4. 6	40. 4. 14
愛媛県西宇和郡伊方町	40. 3. 30	40. 4. 15
宮崎市議会議長	40. 4. 12	40. 4. 14
愛媛県佐多岬町議会	40. 3. 23	40. 4. 15
中野区議会	40. 4. 13	"
名瀬市議会	40. 3. 30	40. 4. 20
千葉県八日市議会	40. 4. 14	40. 4. 17
日向市議会	40. 4. 9	40. 4. 16
綾部市議会	40. 4. 6	40. 4. 21

外務省

GA-6

アメリカ局長

参事官

北米課長

古賀第96号

昭和40年3月20日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

古川市議会議長 大衛照

沖縄の祖国復帰に関する意見書提出

について

このことは同胞沖縄90万住民が祖国日本への復帰を指向し、その悲願をかけて19年、アメリカの軍事的植民地支配のもとに異民族の支配を余儀なくされ想像に絶する幾多の悩みと困難に陥っている実情は見るに忍びないものがありますので、地方自治法第99条第2項の規定により別紙の意見書を提出するものであります。

つきましては沖縄統治の実態を再認識され祖国日本の主権が速やかに、かつ完全に回復される措置を講じられるようお願いいたします

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	木村
枝	内
齊藤	吉田
有馬	山田
度邊	平川
大崎	吉浦
川藤	田
後藤	

ふるかわしきかい

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄は第2次大戦の敗戦による軍事占領統治1年、次いで対日平和条約第3条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれ19年、実際に19年の長きにわたつて異民族の支配を余儀なくされている

1962年3月、アメリカのいわゆるケネディ新政策なるものを発表し、「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少なくするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした

しかしながらその声明とは逆に「海東に脅威と緊張が続くかぎり沖縄を保有する」と言明して核兵器基地の強化とあらゆる演習を行ない戦争の危機を増大している。また財政援助額も県民の期待に反するものとなつてゐる、最近では高等弁務官の專制支配が露骨化し、琉銀をはじめ各金融機関への介入、農連の抜打ち監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行の進出や開発公社の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり。自治権は皆無の状態となつてゐる。一方渡航制限はますます厳しくなり。県民の生命財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなつてゐる。このような統治のあり方は「その地域住民の利益が至上のものである」という原則に立つて行なわなければならぬ」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人

ふるかわしきかい

権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にももとるものといわなければならない。さらに国連において「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日、いかなる理由があるにせよ力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは國際正義に反し許されるべきではないと信ずる

復帰に対する沖縄県民の意思は単なる財政援助増額の宣伝や圧迫によつていささかもひるむものではない

よつて古川市議会は國際世論の盛り上がりと全世界の良識の上に立つて日米両国はもとより国連加盟諸国が「その地域住民の意思に反した不当な支配」がなされている沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権が速やかにかつ、完全に回復される処置を講じられるよう強く要請する。

上記地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する！

昭和40年3月11日

古川市議会議長 大衛照夫

長議古  
印議市  
古川市議会

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

ふるかわしきかい

アメリカ局長

参事官

北米課長

平議第99号

昭和40年3月16日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

島根県平田市議会

議長 多久和元紀



沖縄の祖国復帰について（要望）

このたび当市議会において沖縄の祖国復帰に関する要請を決議いたしましたので速やかに本土へ復帰できるよう決議文を添えて要望いたします。

要研究至急
課長 村
枝 村 河 内
齊 穂 吉 田
丁 馬 山 田
安 泊 平 田
島 吉 津
山 藤 田
藤

平田市

## 沖繩の祖国復帰に関する要請決議

沖繩は、第三次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約第三条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事植民地支配のもとにおかれ十二年、實に十九年の長きにわたつて異民族の支配を余儀なくされている。

沖繩統治の実態は、軍事的統治者たる高等弁務官の專制支配によつて、經濟的植民地化への傾向が濃厚となり、本土との渡航も制限され、住民の自治権は皆無の状態におかれている。

沖繩が日本の本土の一部であることは、日本及びアメリカ両国政府の明らかに認めるところであり、沖繩九〇万住民こそつて祖国日本への復帰の悲願到達に努力を重ねてきていることは万人の認めることであり、又全人類に共通する素朴にして根強い住民感情である。

このような実態を再認識し、平田市議会は沖繩の本土復帰が日本政府の責任において速やかに、かつ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

右決議する。

昭和四十年三月十五日

島根県平田市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭39十和議第81号

昭和40年3月17日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

高知県幡多郡十和村議会議長  
安岡秀一

沖縄祖国復帰早期実現に関する要請  
決議書の提出について

上記について別紙のとおり決議書を提出し、これが早期実現に一層の御尽力を要請いたします。

要處理	連絡
要研究	急
課長	村
技	内
齊	田
有	田
渡	川
大	津
中	田
後	藤

幡多郡十和村役場

TT AG.236

沖縄祖国復帰早期実現に関する  
要請決議書

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいつまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的な要求は無視され今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同期と国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民が抱いてこの上ない悲しみであり、日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調にしているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかし、たとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものでありこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右決議する

昭和40年3月12日

高知県幡多郡十和村議会第29回定例会

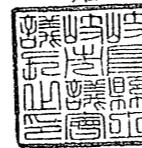
幡多郡十和村役場

アメリカ局長  
参事官  
北米課長  
土議発第六十三号

昭和四十年三月二十七日

岐阜県土岐市議会

議長 山 村 龍 雄



外務省  
推名桃五郎

外務省  
推名桃五郎

決議書提出について

当市議は沖縄の祖国復帰に関する要請を本日別紙の通り決議いたしました。

我々の意のあるところを了とせられ御高配賜りますようお願ひ申し上げます。

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は、第二次大戦の結果、軍事占領統治七年、次いで対日平和条約に基づいて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配下におかれて十三年、実に二十年の長きに亘つて祖国日本と隔離の余儀なきに至つています。

嘗ての沖縄県の同胞は、止むを得ずひたすら黙々として異国の支配を受けておるもののゝ、島民九十八万人の心情を察するとき、悲憤慷慨の念切々として脈うち伝り来るものがあり詢に同情に堪えません、事情は兎も角この現実の問題に対し、我々の国民感情として到底坐視でき得ないところであります。

依つて政府におかれましても呻吟すること二十年を経た今日、断然正常の姿に立ち帰るべく繫縛一番、更に全魂を傾けて外交に当られ、一日も速かに祖国復帰の悲願達成に尽瘁せられんことを強く要望する。

右、決議する。

昭和四十年三月二十七日

岐阜県土岐市議会



アメリカ局長)

参事官

北米課長

議第ク5号

昭和40年3月29日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

愛媛県北宇和郡松野町議会

議長 橋田



「沖縄の祖国復帰早期実現要望決議書」

送付について  
お手元に届けられました。誠にありがとうございます。

本町議会は、3月12日開催の第2回定例議会において

沖縄が早く祖国に復帰できることをのぞんで、その早期実現要望決議を行ないました。議論も経てたまつた。

については、別紙のとおり決議書を送付し、善処をお願いします。

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望決議

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になっていることも事実である。

然し、この極めて当然な民族的要求が無視され、沖縄は、いまだお米国の統置下におかれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができない。

これは、単に沖縄県民の悲しみにとどまらず、日本国民のすべてが、残念にたえないところである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰をのぞむ宿願は崇高なものであり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。

このような重大時点において、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したと言われるが、同県民の悲願が達成されなかつたことは遺憾である。

今日発生する複雑な問題は、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであって、これが解決されない限り、沖縄の将来はあり得ない。よって本町議会は、沖縄の施政権が速やかに日本に返還されることを要望するものである。

右決議す。

昭和40年3月12日

松野町議会

内閣総理大臣宛  
内外務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

アメリカ局長

参事官

北米課長

柏議第125号

昭和40年3月26日

外務大臣  
権田洋三郎

柏崎市議会議長

西川 龜



沖縄の祖国復帰要請について

沖縄の祖国復帰は日本民族の悲願であり本市議会はここに  
別紙のとおり決議いたしました。

1日も早く沖縄の祖国復帰が実現するようにここに決議書  
を送付して要請いたします。

要處理要連絡	
要研究至急	
課長	上村
枝村	河内
斎藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
伊山	藤田
後藤	

沖縄の祖国復帰要請に関する決議

沖縄 90 万の住民が戦後 20 年を経た今日、  
やお祖国から分断され他国の支配下におかれていることは日本民族として、極めて悲しむべきことである。

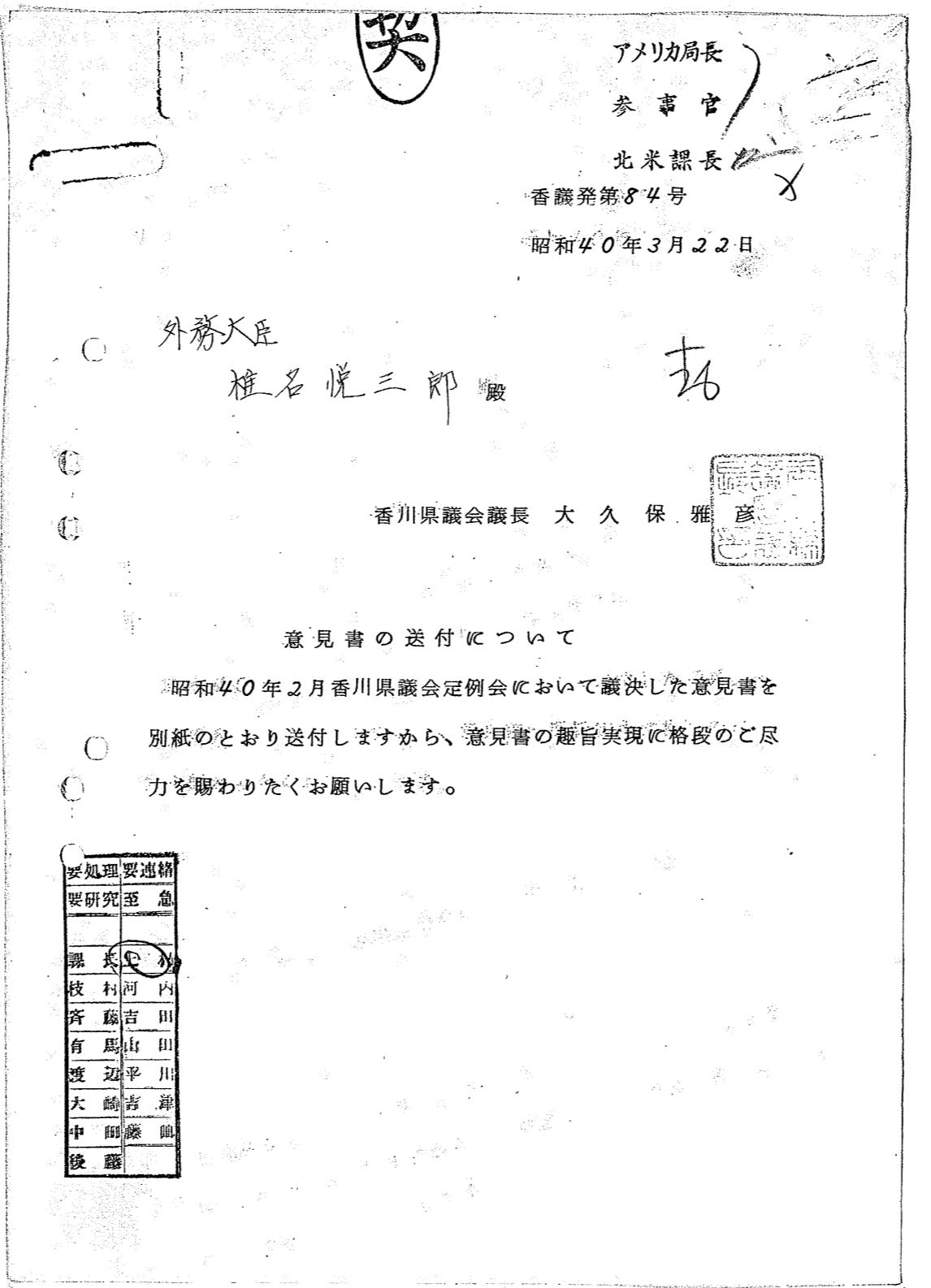
沖縄の全住民が祖国復帰を心から願い幾多の困難をも  
乗り越え目的達成に難々しく立上っている。

本市議会は国際正義の立場と日本民族の悲願を成就させるために速かに措置が講じられ、沖縄の主権が回復されるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和 40 年 3 月 23 日

柏崎市議会



沖縄、小笠原諸島の施政権及び日本固有  
北方領土の回復に関する意見書

終戦後約二十年間、わが国民は絶えず沖縄、小笠原諸島の施政権及び日本固有北方領土の回復を強く念願し、国会においても、すでに再三にわたり沖縄及び小笠原諸島の施政権返還の決議を行ない、また、北方領土については、日ソ共同宣言に基づく領土問題を含む平和条約締結により同問題を解決しようとしているところであるが、いまだその実現をみていないことははなはだ遺憾である。

よつて、政府におかれでは、これら施政権及び領土の回復について、この際、最善の努力を払われるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十日

香川県議会

外務大臣  
椎名也三郎 殿

アメリカ局長  
参考官  
北米課長  
芦屋市議会議長第 1 号  
昭和 40 年 3 月 25 日

芦屋市議会議長 鶴田秋太郎



沖縄の施政権返還に関する意見書について

昭和 40 年 3 月 19 日開催の第 2 回定例市議会において、別紙のとおり決定しましたので、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	井村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖縄の施政権返還に関する意見書

90 万余の沖縄同胞は、戦後 20 年間たえず祖国復帰を呼びつづけ、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返しております。

日本国会もまた再三にわたって沖縄同胞の非願にこたえ、施政権回復に関する決議を行なつております。

しかし沖縄は、今なおアメリカの統治下にあつて現状ではいつ日本へ返還されるか見通しがつきません。

アメリカによる沖縄統治の不当性は A.A 会議など広く国際的にも指摘されているとおりでありますし、さらにこれは領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章の信託政治の条件にも該当せず、国連加盟国である日本の主権平等を無視し、国連憲章に相反するものであることも沖縄立法院議会が指摘しているとおりであります。

したがつて、政府がアメリカに追随することなく国民世論の支持を基盤として強固な態度で沖縄の返還について対米交渉をするならば、これの実現は決して不可能ではないことをわたくしたちは確信しています。

なにとぞ何人も侵すことのできない崇高至純な祖国復帰の願望をご理解され、沖縄県の祖国復帰が実現されるよう要請する次第であります。

昭和 40 年 3 月 19 日

芦屋市議会

北米課長

謹啓

春暖の候 ご尊台には益々ご健勝のことと存じあげます。

陳者 地方自治の伸展につきましては、平素より格別なるご高配を賜わり深く感謝申しあげます。

つきましては今次二月定期県議会におきまして「千島、沖縄の早期返還に関する決議」を別添のとおり行ないましたので、貴職におかれましても、決議の主旨をご賢察の上、一日もすみやかに千島、沖縄の日本復帰が実現いたしますようより一層のご高配を賜りますよう懇願申しあげます。

敬  
具

昭和四十年三月二十五日

外務大臣 椎名悦三郎

殿

広島県議会議長 檜山祐四郎

要處理	要連絡
課長	上村
枝	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	



### 千島、沖縄の早期返還に関する決議

戦後二十年を経た今日、歴史的にも日本の領土であり、民族的にも日本国民である千島及び沖縄とこれが住民が、いまなお日本から分離され、外国の施政のもとに置かれていることはまことに遺憾であり、国際連合憲章の精神にも違反するものである。

よつて政府は、これら住民の総意と日本国民の世論をくみ、早期返還に関する強力な対外交渉を行なうとともに、国際連合の場においても、これに関する提訴を行ない、全国民の悲願達成のために、積極的な努力を払われるよう右決議する。

昭和四十年三月二十三日

広島県議



アメリカ局長

参考官

北米課長

要

誓

書

沖縄の祖国復帰早期実現について  
沖縄の祖国復帰問題は日本国民のひとしく翫首待望して止まないところ  
であります。沖縄住民はひたすら苦痛に堪え、祖国復帰を一途に夢見て訴  
え続けて居ります。

この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胞垣をもつて隔  
てられるの悲哀を思うときまことに堪え忍び難きものがあります。複雑多  
岐にわたる国際情勢下にあつては、これが解決には随分と困難を極めるこ  
とと存じますが、何卒格別の御配慮によつて沖縄の復帰が早期に実現出来  
ますよう別紙市議会の決議を相添えここに要望申し上げます。

昭和四十年三月二十六日

中津市議会議長

瀬

口繁雄

外務大臣  
推名悦三郎 殿

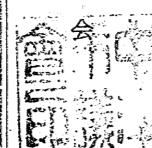
要	急
處理	絡
研究	至
課長	村内
枝	河吉田
斎	藤島田
子	馬辺川
渡	吉津田
大	崎藤
中	山藤
後	

沖縄の祖国復帰に關する決議  
沖縄は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであ  
るが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべきである。  
合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られ  
ている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの  
到底忍び得ないところである。  
然かるに、沖縄住民は戦後十九年の間ひたすら本土への復帰を宿願とし  
ており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復  
されるよう待望して久しいものがある。  
よつて、政府におかれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国  
民が懷く素朴な感情と悲願とを深く御賢察の上、速やかに沖縄における日  
本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右決議する。

昭和四十年三月二十四日

中津市議



大分県中津市役所

アメリカ局長

参事官

北米課長

39 議第 066 号

昭和 40 年 3 月 24 日

外務大臣

椎名 悅三郎

北海道歌志内市議会  
議長 渡谷 岐



決議書の送付について

去る 3 月 20 日当市第一回定期例会において、沖縄  
の祖国復帰に関する重要な決議を行つたので、別紙の  
とおり送付いたします。

以上

要處理要連絡	
要研究	至急
栗	上
村	
牧	河 内
斎	吉 田
馬	山 田
渡	平 川
大	崎 吉 津
中	田 藤 田
後	藤

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約第三条によつて祖国日本から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて十三年、実に二十年の長期にわたつて異民族の支配を余儀なくされてゐる。

昭和三十七年三月、アメリカは、いわゆるケネディ新政策なるものを発表し、「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少なくするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした。

しかしながら、その声明とは逆に「極東に脅威と緊張が続々かぎり沖縄を保有する」と表明して核兵器基地の強化とあらゆる演習を行ない戦争の危機を増大している。また財政援助の増額も住民の期待に反するものとなつてゐる。最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉銀はじめ各金融機関との介入、農連の抜切ち監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行の進出や開拓公社の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、沖縄住民の生命、財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなつてゐる。このような統治のあり方は「その地域住民の利益が至上のものである」という原則に立つて行なわなければならぬ」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にも反するものといわなければならぬ。さらに国連において「植民地諸國、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されてゐる今日、如何なる理由があるにせよ力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは、国際正義に反し、許されるべきでないと信じる。上つて政府は、地域住民の意志に反した不当な支配下にある沖縄統治の実態を再認識し、沖縄住民の熱望している祖国日本への復帰について、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和四十年三月二十日



アメリカ局長  
参考官  
北米課長

橋議第五四一号

昭和四十一年三月二十六日

商知縣商周總務原村議會議長 中 潤

高商總務原村議會議長印

要研究	要連絡
長 沢	村 内
枝 森	吉 田
齊 有	馬 山
渡 邊	平 川
大 鹿	吉 津
中 田	藤 田
後 藤	

外務大臣 植名悦三郎 殿

意見書の提出につじて、

沖縄祖國復帰の早期実現に關し、別紙の通り要請決議を致し、これを  
橋原村議会の意見とする旨議決されましたので、地方自治法第十九条  
第二項の規定により提出致します。

沖縄祖國復帰の早期実現に關する決議

沖縄住民の悲願が祖國復帰に集結されている事は言うまでもなく、これ  
がまた日本国民の苦論となつてゐる事も事実である。

然しからゝる極めて当然の民族的な要求が無視され、今日なお沖縄住民  
が祖國回帰と国民主義を共にする事が出来ない事は、我々国民にとって  
ものゝ上ない悲しみであると同時に、この沖縄住民の祖國復帰の宿願は  
崇高なもので如何なる権力といえどもこれを侵す事は出来ないと確信す  
る。

よつて、橋原村議会は、政府が一日も早く沖縄祖國復帰が実現する様、  
格段の配意をされる事を要請する。

昭和四十一年三月二十二日

商知縣商周總務原村議會議長

アメリカ局長	U
参事官	X
北米課長	X
議第三四号	
外務大臣	十 九
椎名 慶三郎	
昭和四十一年三月二十七日	
愛媛県西宇和郡三瓶町議会議長 三好 武	
要處理	妥連絡
要研究	至急
課長	村内
枝	吉田
齊藤	山田
寺馬	平川
渡辺	吉津
大崎	藤田
中田	
後藤	

沖縄の祖国復帰の早期実現に關する決議書の送付について

戦後二十年米国支配下にある沖縄県民の強い要請により三瓶町議会におきましては、去る三月二十六日別紙の通り、沖縄復帰の早期実現に關する要請を決議いたしましたので、格別の御配慮を賜りますよう、お願い申上げます。

祖國復帰の早期実現に関する要請

戦後既に二十年沖縄県民の悲願が祖國復帰に集約されることはいうまでもなく日本全国民の世論になつてゐることも事実である。然し乍らこの極めて当然の民族的要求は無視され今日尚米国の統治下におかれ、これら住民と国民生活を共にすることが出来ないことは我々同胞としてこの上ない悲しみである。日本国民である沖縄県民が祖國に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが、今日複雑な条件から発生する数々の問題はその殆んどが祖國復帰に起因するものであると思考される。

政府及国会においては、沖縄の施政権が速やかに祖國日本に返還される様措置されたく要請する。

右決議する。

昭和四十年三月二十六日

愛媛県西宇和郡三城町議会

外務大臣椎名悦三郎殿

沖縄は對日平和條約第三条によつて祖國日本から分離され、軍事占領に引き続きアメリカ合衆国に施政権を行使されること實に十九年にも及んでゐる。

その軍政下で沖縄は、耕地の四十四パーセントが米国の基地で自治権もなく、又日本人としての法律、財産等の保障もないきびしい不自由なくらしのなかで、一日も早く祖國復帰をし、

同じ日本人としての権利を有する日と、軍事基地のない平和な郷土になることを希望しながら苦しい日常を送つてゐる。

本市議会は、人道的見地に立ち、同じ日本人としての同胞愛に立脚し、沖縄の祖國復帰の一  
日も早からんことを要望するものである。

以上決議する。

昭和四十年三月二十一日

村上市議会



# 外務大臣 教

要處理	要連絡
要研究	至急
課長	○
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

アメリカ局長  
参考事  
北米課長  
村議長 第 90 号  
昭和 40 年 3 月 24 日

新潟県村上市議会議長 東 金一



## 決議文の送付について

本市 3 月定例市議会に於て沖縄の祖國日本への復帰に関する決議  
を致しましたので 送付致します。

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

昭和四十年三月十九号

昭和四十年三月二十五日

高知県室戸市議会議長 前

英

祐

要處理	要連絡
要研究	至急
課 技	村 河
計 有 度	藤 馬 邊
大 中 後	崎 吉 田 藤
	村 内 田 田 津 田

決議書送付

三月定例講会におきまして、別紙のとおり沖縄の祖国復帰に関する決議を行ないましたので送付いたします。

## 沖繩の祖国復帰に関する決議

才二次世界大戦による対日平和条約により沖縄が本土と分離され、他国の手によつて支配されるに至つてより、既に二十年の才月を経過し、この間九十々島民は本土復帰の悲願に燃え、祖国復帰協議会を中心として、これが要請を続けて來たにもかかわらず未だに復帰の出来ないことは同胞として誠に遺憾に堪えないところである。

民政府においては施政方針を融和政策に切り替えていたの布令、布告の廢止、出入域の規制の緩和、経済開発等に力を入れ、民生の安定をはかる反面、現在の極東の状勢が続く限り、基地沖縄の重要性を言明しており、全面的返還の困難性を予測される状勢にあるが、政府においては沖縄島民の意思を尊重し、国際正義に立脚の上施政権が沖縄に復活出来るよう格段の措置を講ぜられた。

THE BOSTONIAN SOCIETY

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

議長

第一席

昭和40年3月29日

外務大臣 植名悦三郎

閣議出席

愛媛県越智郡宮窪町

議会議長 関 勝市

沖縄復帰早期実現に関する要望について

標記の件に関する本所議会は昭和40年3月29日

別紙のとおり決議したので、ここに決議文を提出  
いたします。

越智郡宮窪町議会事務局

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する  
要望決議

沖縄県民の悲願が祖国への復帰にあることはいうまでもありませんが、これを早期実現が日本国民の世論であることを亦周知の事実であります。戦後二十年を経過いたしました今日なお米国の支配下にあることは沖縄九十万同胞と共に我々の最も遺憾とするところであります。政府並びに国会はすみやかに沖縄復帰の早期実現について積極的に努力を拂われるよう強く要望いたします。

右決議する。

昭和四十年三月二十七日

鹿児島県越智郡宮窪町  
議会議長 藤井 勝



アメリカ局長

参事官

北米課長

肥議

第六十九号

昭和四十年三月二十五日

佐賀県東松浦郡肥前町議会

議長 兼 武

外務大臣

肥前町議會議長之印

推名桂一郎

意見書の提出について

昭和四十年三月二十五日の肥前町議会第一回定期会において、地方自治法第九十九条第二項の規定により、沖縄の祖国復帰の早期実現に関する意見書を決議したので、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

祖国復帰の早期実現に關する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、いさまでなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要件は無視され、今日なお米國の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と國民生活を共にすることができないことは、この上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。國連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主權平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

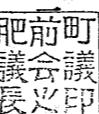
この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十一年三月二十五日

佐賀県東松浦郡肥前町議会

議長 兼 武知



アメリカ局長  
参事官  
北米課長

赤議第25号  
昭和40年3月30日

外務大臣  
椎名観三郎

北海道赤平市議会議長 細川義則



沖縄の日本復帰に関する要望決議書の提出について

3月27日の昭和40年赤平市議会第1回定期会において標記の沖縄の日本復帰に関する要望決議が満場一致可決されましたので別紙のとおり決議書を提出いたします。

沖縄の日本復帰に関する要望決議

沖縄は第二次大戦の敗戦による軍事占領統治7年、次いで対日平和条約第3条によつて日本から分離され、アメリカの軍事的植民地支配を余儀なくされている。

1962年アメリカはケネディ新政策を発表し「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少くするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした。

しかしながら逆に「極東に脅威と緊張が続くかぎり沖縄を保有する」と言明、核兵器基地の強化とあらゆる演習を行い戦争の危機を増大している。また高等弁務官の専制的支配が露骨化し、経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となつてゐる。また一方では渡航の制限を厳しくし、県民の生命財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなつてゐる。

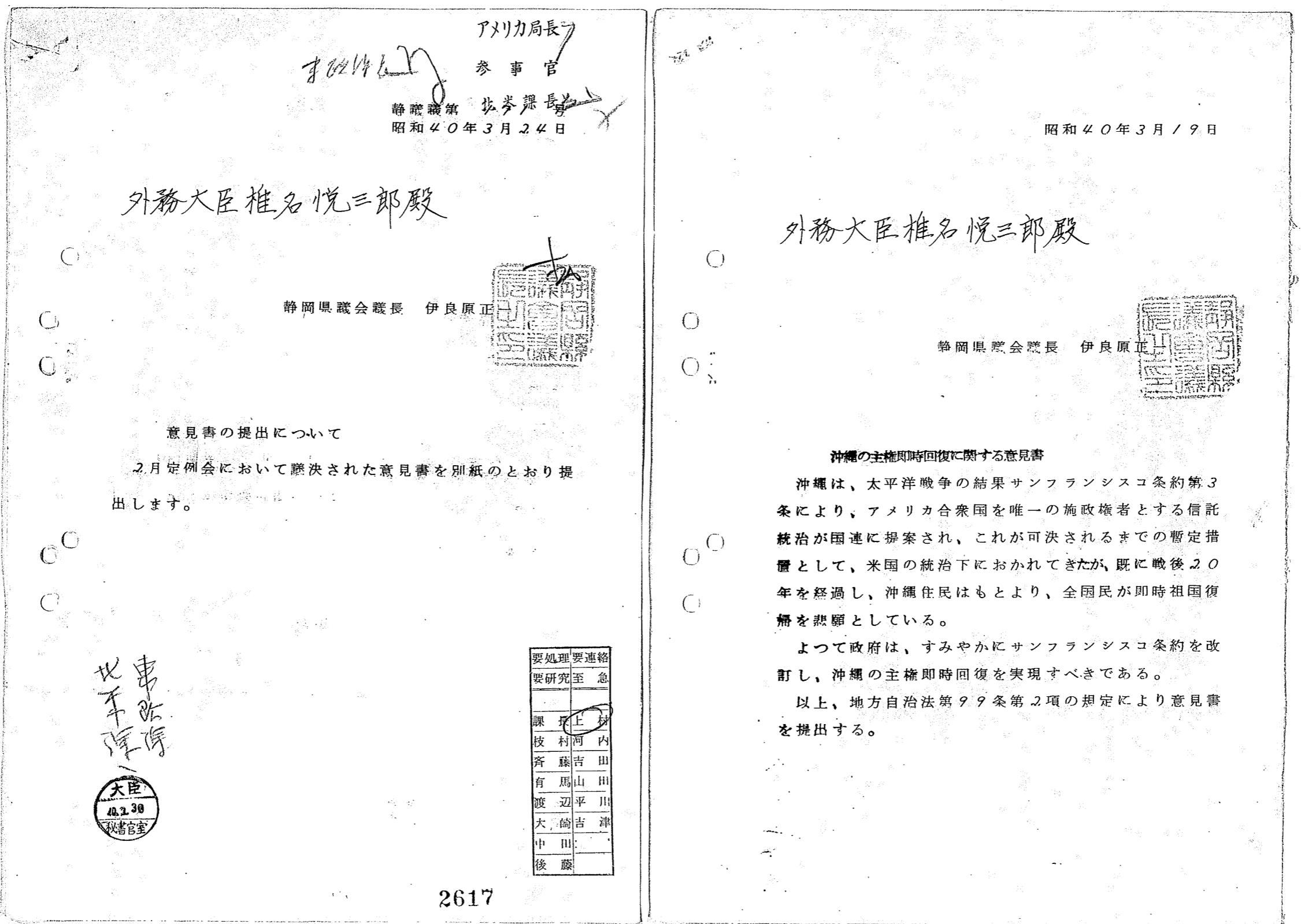
このような統治のあり方は国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人権や基本的自由を保障した人権に関する世界宣言にももとものといわなければならない。いかなる理由があるにせよ、力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは国際正義に反し、許さるべきではないと信ずる。

よつて政府は住民の意思に反した不当な支配下にある沖縄統治の実態を再認識し、沖縄住民の熱望している祖国日本への復帰について速かる措置を講ぜられるよう要望する次第である。

上記決議する。

昭和40年3月27日

赤平市議会



アメリカ局長  
参事官  
北米課長

発第 306 号

昭和 40 年 3 月 26 日

外務大臣

椎名 悅三郎

愛媛県越智郡波方町議会

議長 八木 計四郎

沖縄の祖国復帰の早期実現  
に関する決議書について

のことについて別紙のとおりご送付いたしますか  
らよろしくお願いいたします。

決議案第 1 号

沖縄の祖国復帰の早期実現に  
関する決議について

本町議会は沖縄の祖国復帰の早期実現について別紙  
のとおり決議することを提出する。

昭和 40 年 3 月 22 日 提出

波方町議会議員 菊川 正文  
同 菊川 圭次  
同 貞木 弥三吉  
同 喬山 安市  
同 菊川 親茂

記

理由

今年は戦後 20 年目にあたり沖縄では祖国復帰の早期  
実現の猛運動を起していることであるので沖縄 9  
0 万の島民の夢をかなえるべく本町議会もこれに協力し  
ようとするものである。

上記決議した。

昭和 40 年 3 月 26 日

愛媛県越智郡波方町議会議長 八木 計四郎



祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要請は無視され今日なお米国の統治下に置かれ住民が祖国同胞と國民生活を共にすることができないことはわれわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい 加盟国間の主権平等を基調としているが沖縄の米国統治が続くことはひいては米国の國際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて 佐藤 ジョンソン会談は沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが しかしたとえ前進したとはいえ県民の悲願が達成されなかつたことは殞念である。

今日復雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

アメリカ局長

参事官

外米課長

太議第67号

昭和40年3月26日

外務大臣 推名: 悅三郎 殿

佐賀県藤津郡

太良町議会議長 原 田 幾 栄



要望書の提出について

沖縄の祖国復帰の早期実現方についての要望書を別紙のとおり提出いたします。



佐賀県太良町役場

## 要 望 書

(沖縄の祖国復帰の早期実現方について)

沖縄の住民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され今日なお米国の統治下におかれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖縄住民はもとより日本国民にとってこの上もない悲しみである。日本国民たる沖縄住民が、祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵すこととはできない。

国連憲章は、民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談が行なわれ、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、このことが前進したとはいえ、住民の悲願が達成されなかつたことはまことに残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実をくんでいただき、沖縄の施政権がすみやかに返還されるよう要望する。

以上のとおり要望書を提出する。

昭和40年3月26日

佐賀県藤津郡

太良町議会議長 原 田 義 栄



沖縄の施政権回復に関する意見書

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

尼崎市議会

沖縄の施政権回復に関する意見書

沖縄の施政権は、戦後 20 年を経過した今日、いまだに返還をみ  
ていなことは、はなはだ遺憾であります。

尼崎市議会は、沖縄立法院の決議ならびにあらゆる機会に表明さ  
れた住民の日本復帰に関する永年の強い願望に応え、沖縄施政権回  
復について政府が強い態度で米国に対し交渉されるよう、強く要望  
いたします。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出いた  
します。

昭和 40 年 3 月 31 日

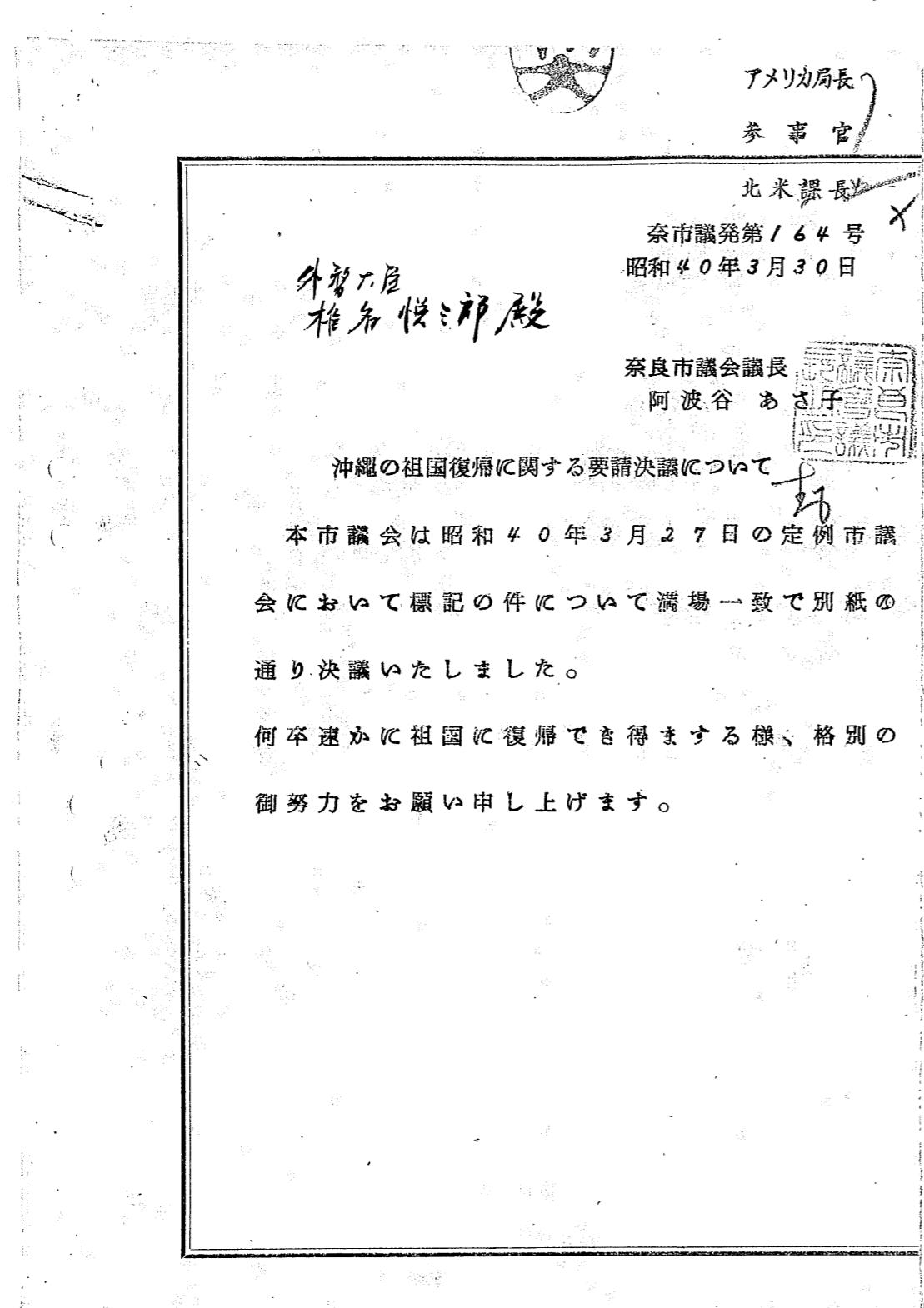
尼崎市議会議長 奥田 满太



外務大臣 椎名 悅三郎 殿

意見書

奈良市

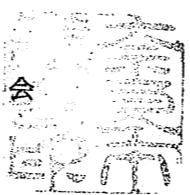


沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は第2次大戦の敗戦以来、実に隠忍20年  
の長きにわたつて他国の支配を余儀なくされ  
ており、誠に遺憾に堪えないところである。  
沖縄90万同胞の心情母国日本へ復帰の切なる  
願いは我々同胞として痛快の極みである。  
よつて祖国日本への主権が速かに且つ完全に回  
復される措置を講ぜられる様、奈良市議会の決  
議をもつて要請する。

昭和40年3月27日

奈良市議会



アメリカ局長  
参事官

北米課長

F A 630~2

昭和40年3月27日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

丸

山形県尾花沢市議会  
議長 星川 清



意見書の送付について

みだしのことについて別紙のとおり送付いたしましたから、よろし  
くお願ひいたします。

尾花沢市役所

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄は、御承知の如く第二次大戦の敗戦による軍事占領統治下におかれること七年、次いで対日平和条約規定により祖国日本から分離され、米国の軍事的支配下におかれて十三年、実に二十年の長期に亘り異民族の支配を余儀なくされたのである。その間、アメリカ政府はケネディー新政策を発表いたし、沖縄の復帰を待望し更に財政的援助を増大する旨の声明をなされたが、これらも県民の期待に反するものがあり、且つ又最近高等弁務官の専制支配が露骨化し、アメリカ銀行の進出等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は極度に縮少され、又労働者への弾圧も強くなる一方、祖国との渡航さえも制限されていると仄聞するものである。

かかる統治の在り方は、国連憲章に規定する統治の原則に違反するのみならず、人権に関する「世界宣言」にも反するものといわなければならぬ。

よつて、政府は、沖縄における統治の実態等を再認識され、祖国日本の主権が速かに、かつ完全に回復される措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和四十年三月二十日

山形県尾花沢市議会議長

星川清



外務大臣  
椎名悦三郎殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

支那事務局

昭和四十年三月二十七日

大田

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

祖國復帰の早期実現に關する意見書

沖縄県民の悲願が、祖國復帰に集約されることは、い、うまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要要求は無視され、今日はお米国の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と國民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時局にたつて、滋賀、ジョンソン会談は、沖縄の祖國復帰を提議したといわれるが、しかたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたと殘念である。

今日、復讐の条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖國復帰に歸着するものであつて、この前提の解決かはい限り沖縄の将来はあり得ない。

この実現を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請するものである。

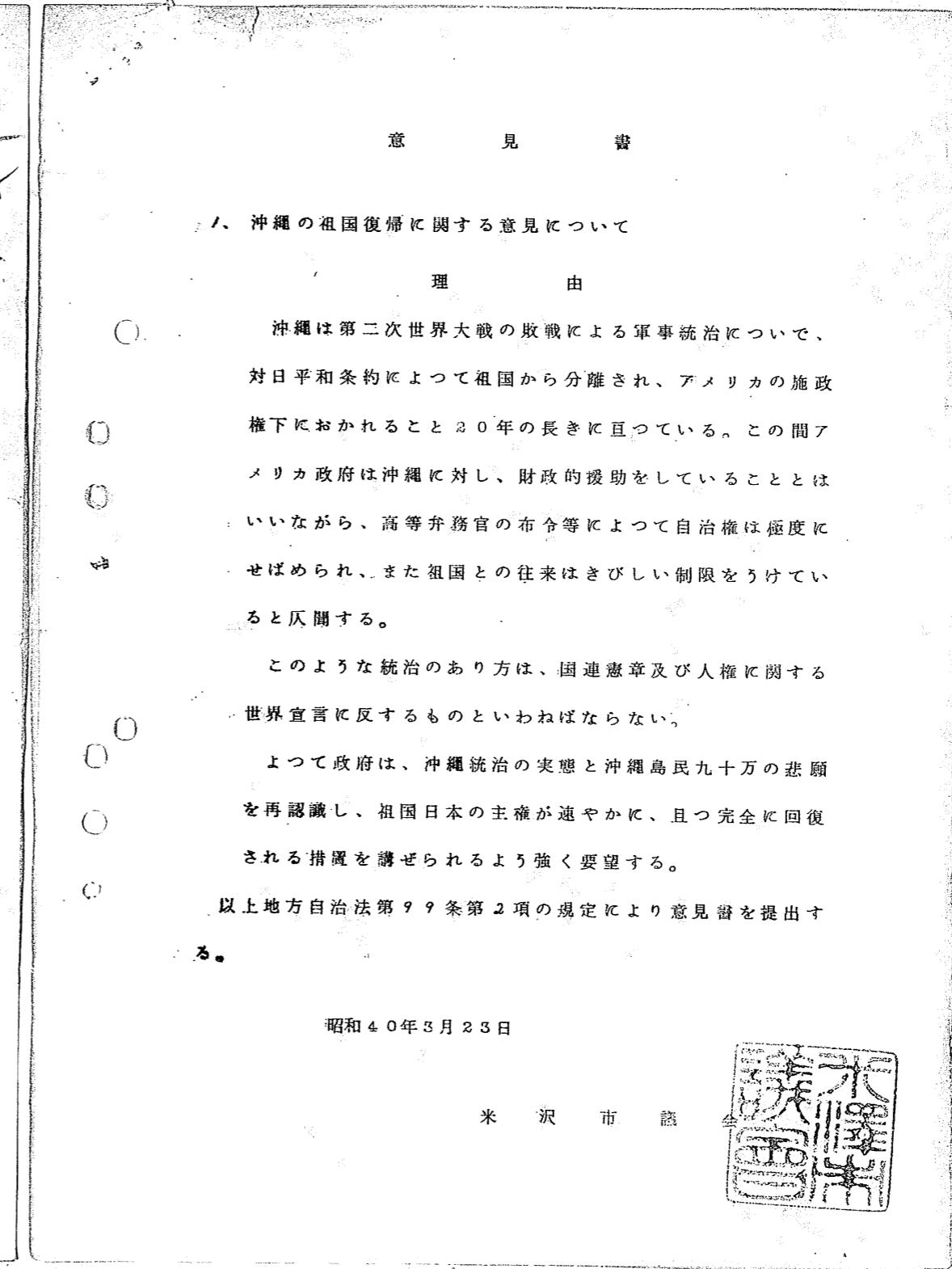
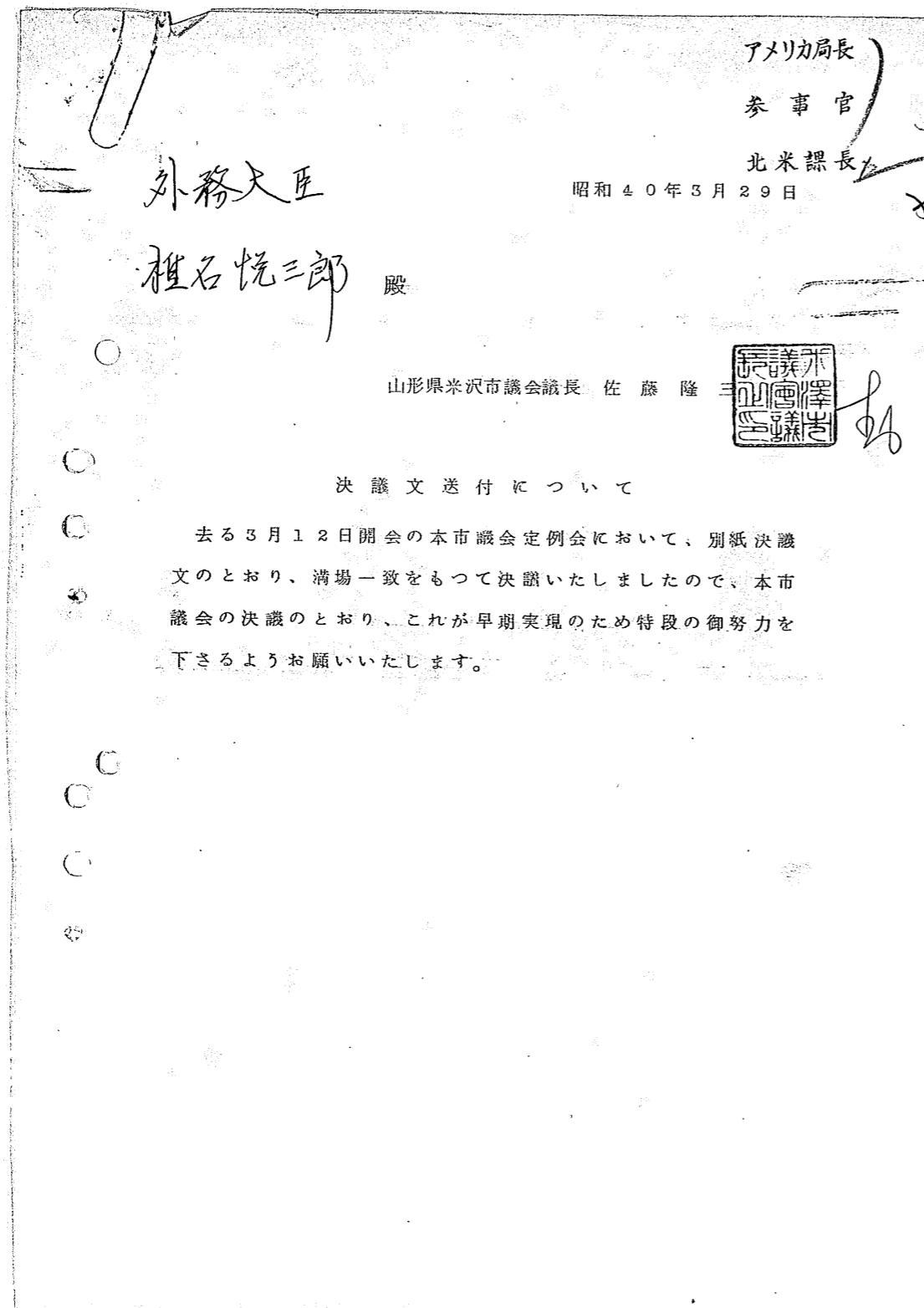
右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和十一年三月二七日

佐賀県立城郡芳村議會議長眞島

印  
長之印  
芳村議會

外務大臣椎名悅三郎殿



アメリカ局長

参事官

米課長

陳

情

書

北、沖縄の即時日本復帰について

沖縄の復帰については、各方面からの要望にもかかわらず、まだその実現をみないことは、はなはだ遺憾であります。

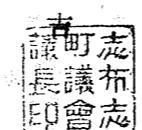
わが鹿児島県は、その地理的な関係から數百年来沖縄とは文化的にも経済的にもきわめて密接な関係にあり、沖縄の日本復帰については、重大な关心を寄せておられるものであります。

先年発表された米国の沖縄政策は、日本国民の意をみたすものではなく、われわれの期待にこたえるものではない。

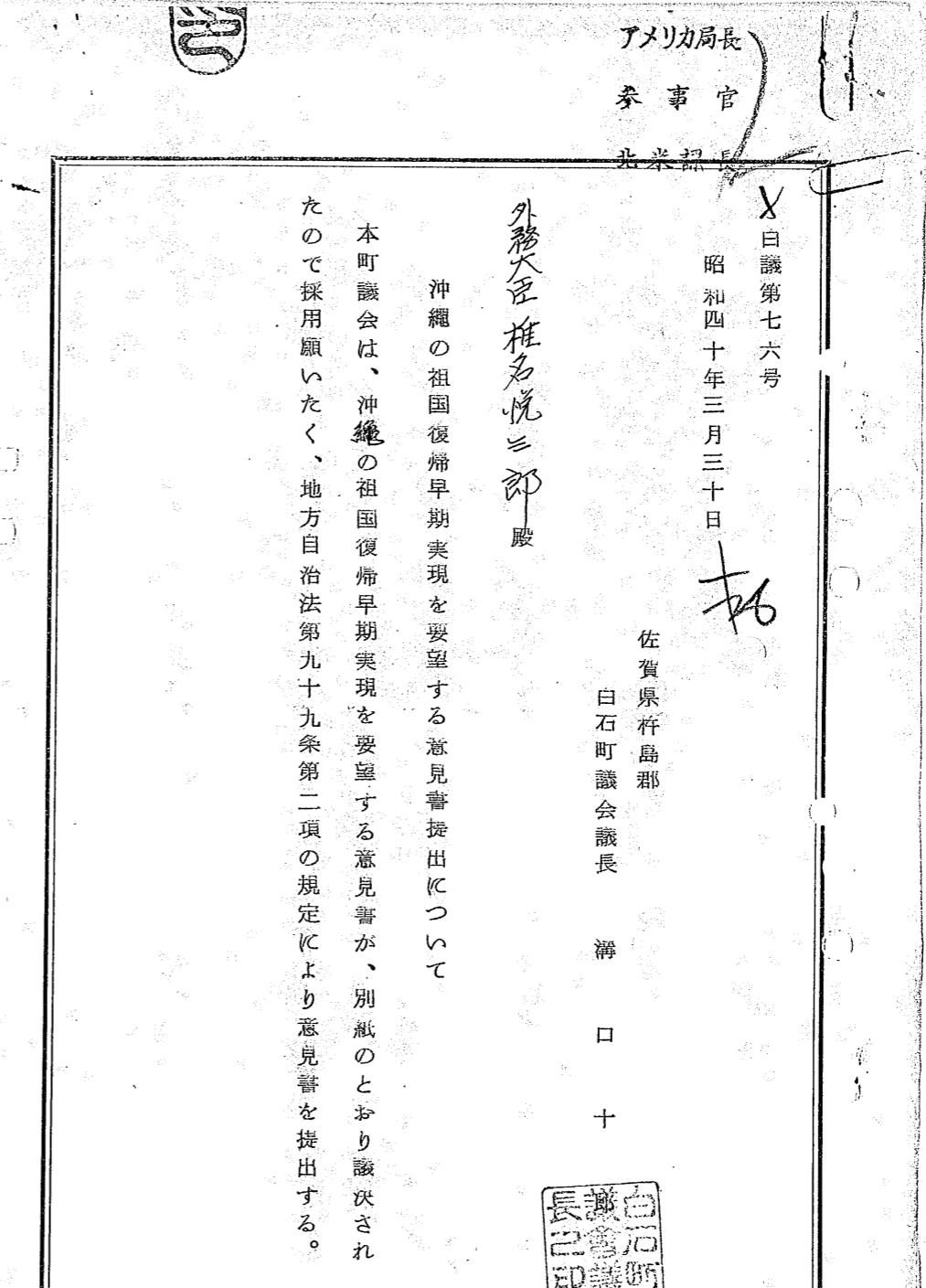
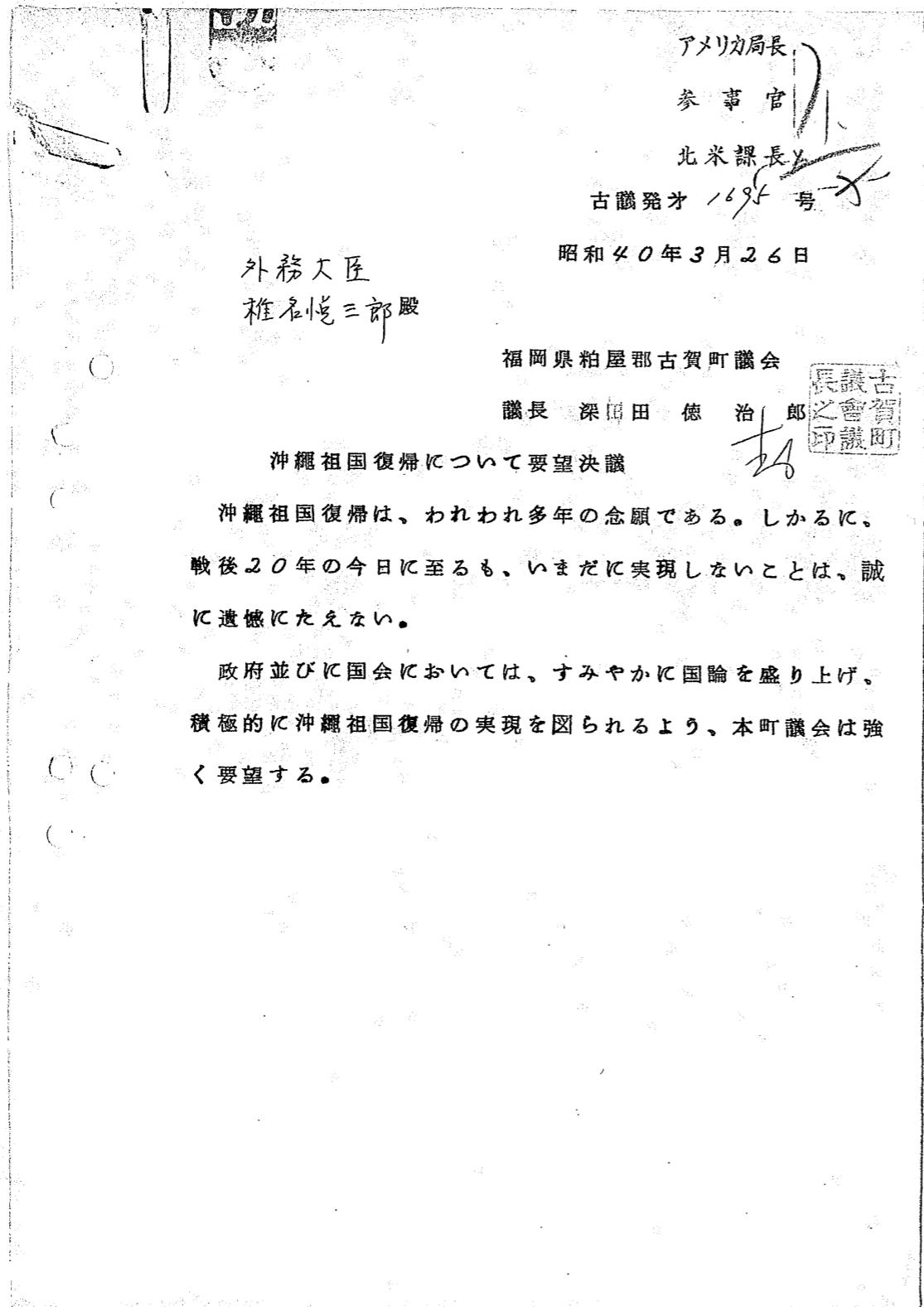
われわれは、政府ならびに国会がこの際さらに国論をもり上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現についてご努力くださるようここに陳情申し上げます。

昭和四十年三月三十日

鹿児島県志布志町議会  
議長 高木伊



外務大臣 植名悦三郎



白石町 (タイプ) B5 38.9 5.000

(別紙一)

沖縄の祖国復帰早期実現を要望する意見書

沖縄の祖国復帰は、日本国民の世論であり、又沖縄県民の悲願である。

しかしながら、この極めて当然な民族的要求が無視され、今日なお米国の統治下に置かれておる。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、いかなる権力といえどもこれを侵することはできない。国連憲章は民族自決をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点に至って、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、たとえ前進したとはいえ、沖縄県民の悲願が達成されなかつたことは、まことに残念である。

よって政府は万難を排して、沖縄の施政権が速かに返還されるよう措置されたい。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

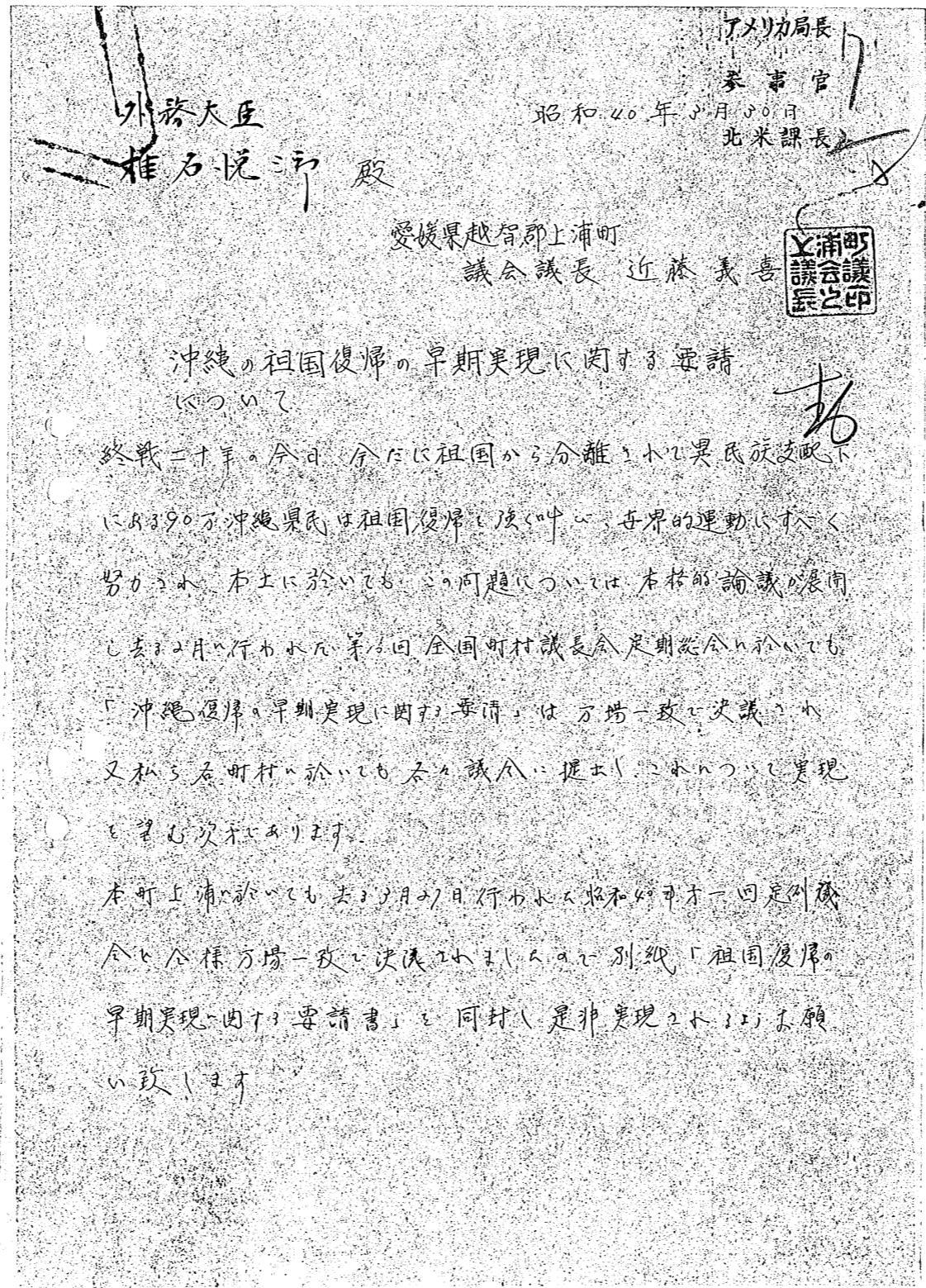
町石臼白

昭和四十年三月二十五日

佐賀県杵島郡  
日石町議会議長 潤口十郎

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿  
外務大臣 雄名悦三郎 殿

(コピー) B4 38.9 5.000



## 祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることは、いまだなく日本国民の世論に在つてのことと事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する悲願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことなどない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時莫にたって、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことには意味である。

今日、復帰条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが、祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決なし、限り沖縄の将来はない。この現実を理解いただき、沖縄の施政権が速やかに返還されよう要請する。

昭和40年3月27日

愛媛県道立郡上浦町議会議員一同

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する意見書

沖繩及び小笠原諸島の施政権の可及的すみやかなる復帰は、九十余萬の沖繩同胞及びわが国民の総意であります。

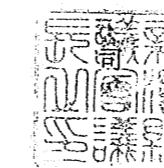
沖繩立法院は既に幾回となく復帰要求の決議を提出しておらず、國会もまたこの悲願に応えて、再三にわたつて施政権回復に関する決議を行なっています。

今や世界は領土不拡大、民族自決の方向にあることにかんがみ、この際政府はアメリカ合衆国に対し、沖繩の施政権返還を強く交渉すべきであります。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和四十年三月二十六日

新潟県議会議長 戸田文



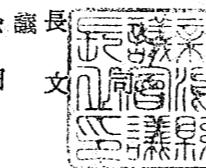
外務大臣 植名悦三郎殿



新議事第24号  
昭和40年4月1日

外務大臣  
植名悦三郎殿

新潟県議会議長  
戸田文



意見書の提出について

のことについて、本県議会昭和40年2月定例会において別添の意見書を議決しましたので何分の御高配をお願いいたします

アメリカ局長  
参事官

課長

沖縄県民の祖国復帰早期実現に関する要請決議書

北米支那二十号

P

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

76

アメリカ局長

参事官

北米課長

保謲第40号

昭和40年3月26日

外務大臣 殿

福島県伊達郡保原町議会

議長 仁志田 昇



意見書の提出について

地方自治法第99条第2項の規定により、本町議会の意見として別紙のとおり  
意見書を提出しますから、御採用下さるようお願いいたします。

記

件名

沖縄の祖国復帰早期実現について

憲 見 審

一、沖縄の祖国復帰を速かに実現されるよう図られたい。

理由

一〇〇万同胞の地、沖縄は戦後二〇年、未だ米国施政のもとにあります。沖縄住民はもとより、国民にして、これが祖国復帰の早期実現を望まぬものはありません。

祖国復帰によつて、自治権の確立、脆弱財政の問題、福祉年金、公立学校の保障問題、その他米軍の演習によつて及ぼされる人家、人命、農作物の問題等数限りない問題もすべて解決されるものと確心します。

ここにおいて、政府は沖縄住民に寄せる国民の願望に立ち、積極的に対米交渉をなし、沖縄の祖国復帰を速かに実現されるよう強く要望するものであります。

右地方自治法第九十九条第一項の規定により意見書を提出いたします。

昭和四十年三月二十六日

福島県伊達郡保原町議会議長 仁 志 田



外 総 大 亞 殿

アメリカ局長  
事官  
北米課長

昭和四十年三月二十日

提出者、勝田町議会議員 塚本繁夫  
賛成者、勝田町議会議員 山本好夫

全

坂元綾夫  
西

勝田町議会議長 宇野熊太郎 殿

沖縄祖国復帰即時実現に關する要求決議

終戦以来二十年を経過した今日、歴史的にも日本固有の領土であり、民族的にも日本国民である。九十万沖縄県民が、今まさに日本から、分離され、国の独立と民族の主権が奪われて米国の施政下に於かれている。此の事実は、九十万沖縄県民の悲劇であるとともに日本国民九千万同胞の日本民族としての堪え難い屈辱であり、明らかに国連憲章の精神に違反したものである。よつて政府は、現在國の眞の独立と民族の主権を侵害している日米安全保障條約を廢棄して、即時米駐留軍を撤退し、軍事基地を撤去し、九十万沖縄県民と九千万国民の悲願である、「沖縄祖国復帰即時実現」のために具体的な対策と積極的な交渉を進められるよう強く要望する。

右決議する。

昭和四十年三月二十日

岡山県勝田郡勝田町議会



議長

宇野

熊太

郎

殿

アメリカ局長  
参考官  
北米課長

佐市議第189号

昭和40年3月30日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

佐賀市議会議長  
江頭春



決議書の送付について

3月26日佐賀市議会定例会において別紙の通り決議したのでここに送付いたします。

つきましてはこの決議の趣旨御賢察の上善処されるようお願いいたします。

アメリカ局長  
参考官  
北米課長

沖縄祖国復帰の早期実現に関する決議

沖縄県民の祖国復帰の悲願は、今や日本国民の世論となつてゐることは御承知の通りであり、此の極めて当然の民族的な要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と生活を共にすることが出来ないことは之の上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高なものであり、如何なる権力といえども之を侵すことは出来ない。悲願である沖縄の施政権が速やかに返還される様、強く要請し兹に決議する。

昭和四十一年三月三十一日

高知県安芸郡北川村議会



### 沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第二次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来は日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄統治は複雑なる國際情勢の下で、止むを得ずとられている措置にせよ、かかる時勢を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日における、ケネディー前大統領の声明は、従来おかれている沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されないかぎり、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

しかるに、沖縄住民は戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願しており、われわれ国民も又、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれましては沖縄統治の実情と沖縄並びに本土の全国民党が抱く素朴な感情を御質察の上、速かに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

佐  
賀  
市



久議発第 44 号

昭和40年3月31日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

愛媛県上浮穴郡久万町議会  
議長 河野



### 沖縄祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願である祖国復帰は、戦後20年の今日未だに実現をみず、今尚米国統治下にあるため祖国同胞と生活をともにすることができないことは沖縄住民にとっては、この上ない悲しいことであると思われます。

各種複雑な条件から生れる諸問題の解決は祖国復帰実現によるほかあり得ないと信ずるものであります。  
この際貴職のご理解を頂き沖縄施政権が速やかに返還されようここに要請いたします。

アメリカ局長  
参考官

北米課長

昭和四十年三月二十九日



沖縄の即時日本復帰に関する陳情

鹿屋市議会議長 上松栄吉

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

沖縄の即時日本復帰について

本議会は、先に沖縄の日本復帰を要望する決議を行なつてきたが、いまなおその実現をみないことは、はなはだ遺憾である。

わが鹿児島県は、その地理的関係から、数百年来、沖縄とは文化的にも經濟的にもきわめて密接な関係にあり、沖縄の日本復帰については、重大な関心をよせてゐるものである。

われわれは、政府ならびに国会がこの際さらに国論を盛り上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現について努力されるようここに

鹿屋市議会全員一致の議決をもつて陳情申し上げる。

鹿屋市役所

40高議発第14号

昭和40年3月29日

外務大臣  
椎名 悅三郎

殿

高知県議会議長 野中 慶太郎

決議書の送付について

当県議会2月定例会において議決した「沖縄及び小笠原諸島における施政権の復帰並びに北方領土の返還に関する決議」書を別紙のとおり送付しますので、何分の御高配を賜わりますようお願いします。



高 知 県



※ 沖縄及び小笠原諸島における施政権の復帰  
並びに北方領土の返還に関する決議

高 知 県 議 会

## 沖繩及び小笠原諸島における施政権の復帰 並びに北方領土の返還に関する決議

沖繩及び小笠原諸島の施政権の復帰並びに日本固有の北方領土の

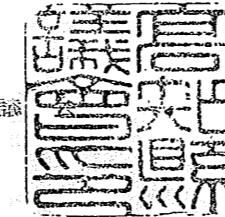
- 返還は、関係同胞の悲願であり、日本国民あげての宿願であるが、  
いまだにその実現をみるに至らないことは、真に遺憾とするところ  
である。

政府は、沖縄及び小笠原諸島の施政権の復帰とわが國固有の北方領土の返還のため最善の努力を払い、すみやかにこれが実現をはかり、関係同胞はもとより全國民の熱願にこたえられんことを強く要望するものである。

以上決議する。

(C) 監修 昭和40年3月24日

高 知 県



## アメリカ局長 一

參 翁

# 北米課長

泉大市議第175号  
昭和40年3月30日

外務大臣 植名 悅三郎 殿

泉大津市議會議長 幅野福松



## 要望決議について

昭和40年3月26日開会の泉大津市議会第1回定例会において別紙のとおり沖縄の祖国復帰に関する要望決議をいたしましたので、本市議会の意思を尊重され速やかにこれが実現されるよう要望いたします。

沖縄の祖国復帰に関する要望決議

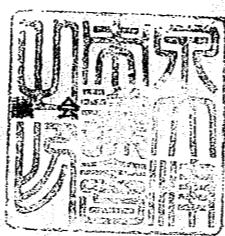
終戦後すでに20年を経過した今日沖縄はなおアメリカの軍事支配下におかれ、沖縄90万住民は祖国日本への復帰に悲願をかけ米国政府並びに日本政府に対し繰返し強力に要請されているところであるが、未だ何等の曙光もつかめず焦燥と苦慮になやみつづけている現状である。

政府は、その地域住民の意思に反した不当な支配がなされている沖縄統治の実態を再認識し、沖縄に対する日本の主権が速々やかにかつ完全に回復され沖縄の祖国復帰が早急に実現されるべく策を講ぜられるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

泉大津市



右に開し、本村議会において別紙のとおり決議したから、これの保護について特別の配慮を致されるよう本村議会の意見として提出します。

アメリカ局長  
参事官  
北米課長  
久議第一六号  
昭和四十年三月三十一日  
外務大臣 植名悦五郎 殿  
愛媛県温泉郡久谷村議会議長 島岡良太郎  
久谷村議會印

沖縄の日本復帰早期実現に關する要望<sup>タメ</sup>議

沖縄の日本復帰については、單に沖縄県民の悲劇のみでなく、本生國民のひとしく熱望しているところである。

ことに、われわれは、一日も早く沖縄の施政権が米國から返還され、日米兩國間の相互理解と、共存共榮の民族的 requirement が実現するよう、本議会の決議をもつて、政府及び国会に對し強く要望するものである。

昭和四十年三月十五日

愛媛県温泉部 久谷村議会

アメリカ局長

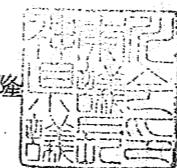
参事官

北米課長

昭和 40 年 4 月 2 日

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

神奈川県議会議長 篠崎 隆



沖縄の祖国復帰に関する意見書

提出について

神奈川県議会において、3月28日標記意見書を議決したので、御高配を願いたく提出します。

神奈川県議会

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄諸島は、戦後20年を経過しようとする今日に至るも、いまだ米国の施政権下におかれ祖国日本から分離されていることは、まことに遺憾にたえない。

思うに沖縄県民がわが本土から隔絶され制約された環境下にあって、教育、文化、産業、その他万般にわたる障害にあいながら、あくまでも日本国民たる自覚をもつて、ひたすら祖国への復帰を待望している現実を直視するとき、いまだにこの状態が続いていることは、国民感情として忍び得ないものがある。

政府におかれては、この問題について絶えず努力されているものと思われるが、この際従来にも増して積極的な外交交渉を推進し、すみやかに沖縄諸島の復帰を実現し、もつて沖縄県民並びに日本国民の願望に応えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定に

より意見書を提出する。

昭和40年3月28日

外務大臣 椎名 悅三郎 殿

神奈川県議会議長 篠崎 隆

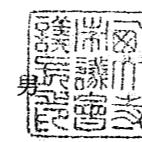
神 奈 川 県 議 会

北米課長

西議第 110 号  
昭和40年4月2日

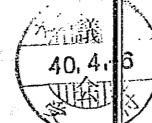
外務大臣 植名悦三郎 殿

岡山県西大寺市議会議長 岡崎 鉄男



意見書の提出について  
昭和40年3月26日開催の第118回西大寺市定例市議会  
で採択した意見書を地方自治法第99条第2項の規定により提  
出します。

西  
大  
寺  
市



### 意 見 書

日本古来の領土である沖縄は戦後19年を経過した今日、  
なお米国の統治の下にありますが、沖縄の90万同胞はもと  
より日本国民はこそつて沖縄が1日も早く日本に復帰するこ  
とを熱望しております。

この問題の促進のためには、今迄復帰の要望を続けてくる  
と共に米国政府との折衝をお願いして参りましたが、今なお  
解決の糸口すら見いだし得られないことは、誠に遺憾にたえ  
ません。沖縄住民の日本復帰の悲願と日本国民の要望が日を  
追つて熾烈になつておりますことを御賢察くださいまして、  
沖縄の日本復帰実現のため格段の御努力をはらわれますよう  
強く要望します。

西  
大  
寺  
市  
議  
會

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和40年3月21日

## 外務大臣殿

愛媛県越智郡吉海町議会議長田瀬 亜翁  
印譲印

祖国復帰の早期実現に関する要請について

このことについて3月29日開催の本町議会において、別紙のとおり決議したからよろしく御取計い下さるよう要請いたします。

## 祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的安寧は無視され、今日ながらも統治下にかかる住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことはわれわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すこととはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが沖縄の米国統治が統くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものであつた。このような重大時点に至つて佐藤・ジョンソン会談は沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしとえ前述したとはいへ県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日復雜な条件から発生する問題のすべてではそのほとんどが祖国復帰に歸着するものであつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。この現実を理解していただき沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和40年3月29日議決

愛媛県越智郡吉海町議会議長 田瀬 亜翁  
印譲印

アメリカ局長	参事官
昭和年月日	北米課長
昭和四〇年三月三日	
外務大臣 植田寅三郎殿	
愛媛県周桑郡 三芳町議會議長	
沖縄の祖国復帰の早期実現要望について 標記のことについて本町議会3月定期会において別紙の とおり決議を行ひましたので何分の御配慮を以てよろしく 要望いたします	
愛媛県周桑郡三芳町役場	

右に開し別紙のとおり決議するものとする。

決議第一号

沖縄の祖国復帰の早期実現に關する要請決議

昭和四十年三月三日提出

提出者 三芳町議会 議員

川村岡松  
又上崎木  
好鉄敏正  
吉夫継広

左原本より謄寫す

昭和四十年三月廿六日

愛媛県周桑郡三芳町議會議長 戒田幸正

長議三芳之會印議

沖縄の祖国復帰の早期実現に關する要請

沖縄半島の悲願が祖国復帰の集約されることは、うも日本国民の苦諭になつてゐることも事実である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され今日を米國の統治下に置かれた住民が祖國同胞と国民生活と共にすることができることは沖縄半島にとって非常非難であると思われる。

日本国民たる沖縄半島の祖国に復帰する悲願は崇高なもので如何なる力といえどもこれを侵すことにはござりません。

今日復難を全く発生する問題のすべてはそのほとんどが祖國復帰に歸着するものであつてこの前提の解決なく限り沖縄の将来はあり得ず、この現実を理解して、ひゞき沖縄の施政权が速やかに返還されるよう要請する。

アメリカ局長

参事官

米課長

昭和四十年四月二日

諫早市議会議長

真崎



外務大臣 植名 恒三郎 殿

沖縄の祖国復帰に関する決議書の送付について

沖縄住民の祖国復帰への熱願を促進するため、別紙決議書を議決しましたので、政府の善処を要望いたします。

沖縄の祖国復帰に際する決議

沖縄は第二次大戦後二十年の長期に亘りアメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本国の一員であり日本の主権下にあるべきである。

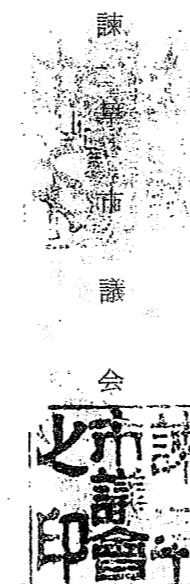
合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ずとられる措置にせよかかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

沖縄住民は戦後二十年の間ひたすら本土への復帰を宿願としており、われわれもまた沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望久しいものがある。

よつて政府においては、沖縄統治の実情と沖縄並びに本土の全国民が抱く熱烈なる日本復帰の希望をご賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講じられるよう要望する。

右 決 議 す る

昭和四十年三月三十日



アメリカ局長

参事官  
長北米課

相談第五一號

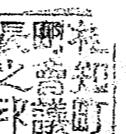
昭和四十年四月二日

外務大臣 植名悦三郎 謹啟

佐賀県東松浦郡

相知町議会議長

小松栄一



「沖縄祖国復帰の早期実現に関する意見書」

用願いたる、地方自治法第九十九条の規定により本町議会の意見として提出する。

【提出先】

内閣總理大臣

外務大臣

自治大臣

沖縄祖国復帰の早期実現に関する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、うまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要請は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民がわれわれと国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民にとつてこの上ない悲しみであり、われわれも又誠に遺憾と思う。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

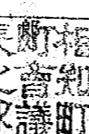
このような重大時点にたつて、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、沖縄県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ないと信ずる。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月三十日



外務大臣 植名 恒三郎殿

相知町議会議長 小松栄一

川町議第55号

昭和40年4月1日

外務大臣

椎名 慎三郎 敬

佐賀県川城郡

長議員  
川城町議会議長 中 伸 高

決議書の提出について

沖縄の祖国復帰早期実現に関する決議を別  
紙のとおり提出いたします。



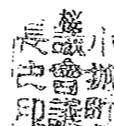
小城町役場

沖縄の祖国復帰早期実現に關する決議

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に約されることはいうまでもなく  
日本国民の世論になつてゐることと事実である。しかししながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今國を  
お米国の統治下に置かれ、祖国同士と國民生活を共にすることができない。沖縄県民にとつては、上ない悲しみである。國本國  
きなことは、沖縄県民にとつては、上ない悲しみである。國本國  
民たる沖縄県民が祖国に復帰することは、國連憲章は崇高なものであり如何なる  
権力といえどもこれを侵すことと願は崇高なものであり如何なる  
の精神をうたい、加盟國間の主權平等を基調としているが、沖縄の  
米国統治が続くことは、ひいては國の國際威信を失わせるばかり  
でなく、日米相互の信頼を阻害するものである。佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の  
祖國復帰を提議したといわれるが、しかししたとはいえ  
このようを重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の  
県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。そのほとんどが  
今國、複雑な条件から発生するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄  
の将來はあり得ない。  
この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還され  
るよう要請する。

昭和四十一年四月一日

佐賀県小城郡  
小城町議会議長 中島高麗



外務大臣  
椎名洋三郎  
印

多市謹第166号

昭和40年4月1日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

多久市議会議長 池末勇

沖縄の日本復帰に関する決議について

上記のことについては多久市議会定例会において3月26日全員一致をもつて別紙のとおり決議致しましたので、特段の御配慮下さるようお願いします。



多久市

## 沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後約20年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後約20年の間ひたすら本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

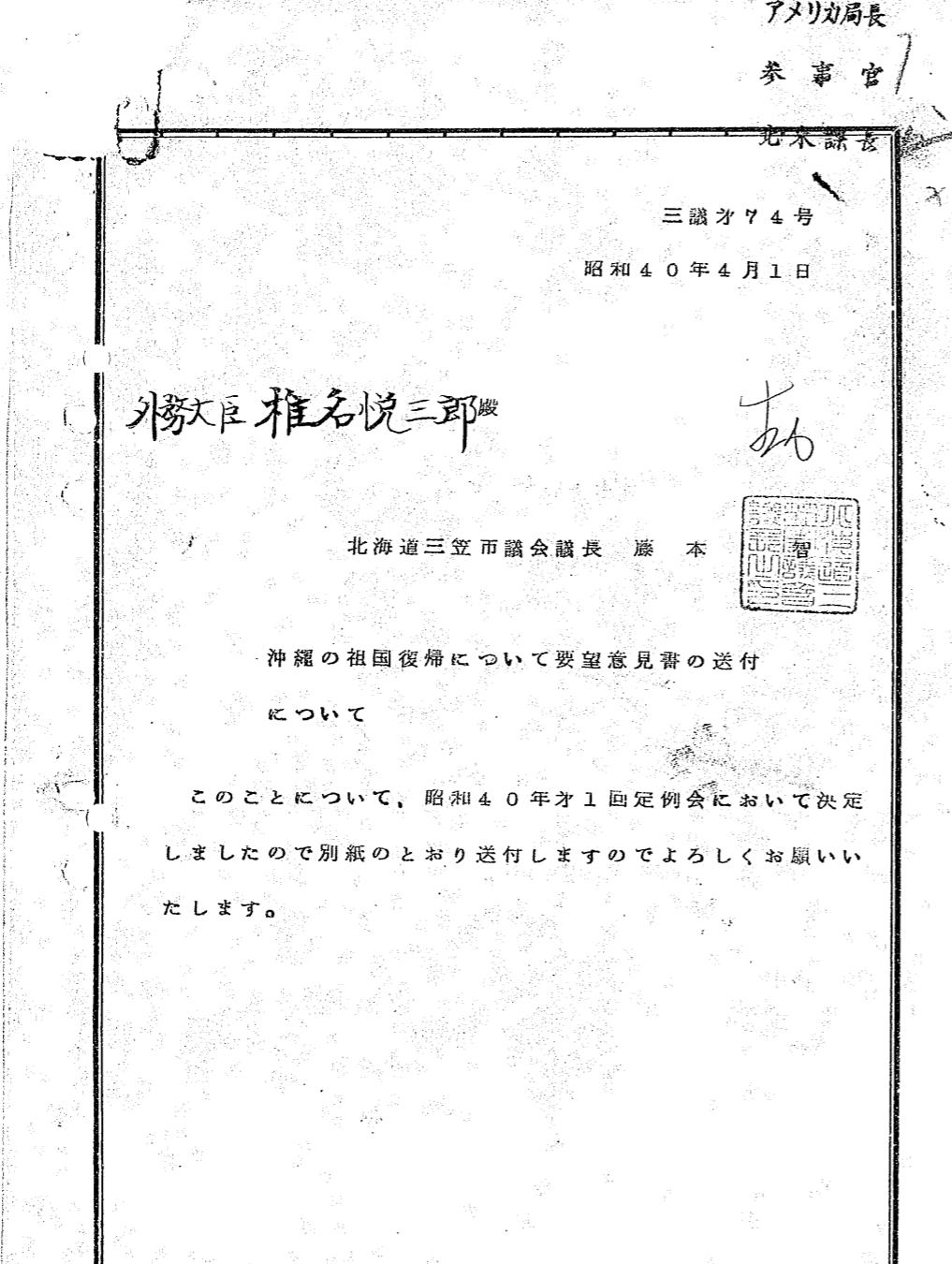
よつて、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御賢察の上速かに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

上記のとおり決議する。

昭和40年3月26日

多 久 市 議 会





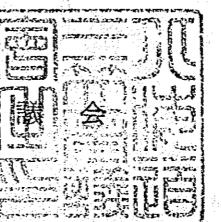
外務大臣 植名悦三郎殿

沖縄の祖国復帰について

要 意 見 書

昭和40年3月30日

北海道三笠市



沖縄の祖国復帰について要望意見書

現在沖縄は、戦後すでに20年、平和条約発効以来9年にいたる今まで、たえず祖国日本への復帰を呼び続け、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰りかえしております。

日本国会も、また再三にわたって沖縄同胞の悲願にこたえ、施政権回復に関する決議を行なつてきております。

しかしながら、ご承知のように沖縄は、今なおアメリカの統治下にあつて現状では、いつ日本へ復帰されるものか全くみとおしがつきません。

このようなことは、国民感情の上からも、また血潮を同じくする日本民族としての沖縄県民が、今後なお他国の主権下におかれ、苦闘の生活を続けるという現実については、同胞としてみるに忍びないものがあります。

したがつて、政府が国民の世論と平和を愛する世界各国の支持を基盤として、強固な態度で対米交渉を推進するならば、沖縄が祖国日本へ復帰する実現の可能性が一日でも早められることを信じて疑いません。

なにとぞ国会、政府におかれでは、何びとも侵すことのできない嵩高至純な沖縄県民の祖国日本復帰の悲願をご理解ください。速やかに適切な方途を講じられ、9000万日本国民と90万沖縄県民が、こそつて願望する祖国復帰の実現ができるよう要望する次第であります。

以上地方自治法第99条第2項により提出します。

北海道三笠市議会

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

議 第 2186 号

昭和 40 年 4 月 1 日

○ 外務大臣 植名 恽三郎 殿

新潟県北魚沼郡小出町議会

議長 岡部 計



○ 沖縄及び小笠原の祖国復帰に関する要請決議の送付について

○ 昭和 40 年第 2 回小出町議会臨時会において、別紙のとおり沖縄及び小笠原の祖国復帰に関する要請について決議したので送付します。

決議文添付

沖縄の日本復帰に関する決議（案）

沖縄は、第二次大戦後二〇年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一端であり、日本の主権下にあるべきである。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な國際情勢のもとで止むを得ず執られてゐる措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月一九日ににおけるケネディ前大統領の声明は、從来置かれていた沖縄の立場から前述し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るべ沖縄住民は、戦後三十年の間ひたすら本土への復帰を宿願としておりわれわれ國民もまた、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府にあふれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全國民が穏く素朴な感情を衝撃の上達やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和四十二年三月二七五日

昭和四十二年三月二七五日  
可 決

竹田吉蔵議長 菅 八郎

要 約 書

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

沖縄の祖国復帰早期実現について

沖縄の祖国復帰問題は、日本国民の畜しく鶴首待望して止まないところであります。沖縄住民は、ひたすら苦痛に堪え祖国復帰を一途に夢見て訴えつづけてまいりました。

この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胸垣をもつて痛てられる悲哀を思うとき、まことに堪え忍び難きものがあります。

複雑多岐にわたる国際情勢の下にあつては、それが解決には随分と困難を極めると存じますが、何卒格別の御願意によつて沖縄の復帰が早期に実現できますよう別紙市議会の決議書を相添え、こゝに要呈致します。

昭和四十年三月二十九日

竹田市議会議長 菅 八 郎



外務大臣  
椎名洋三郎 殿

決議案第一号

沖縄の日本復帰に関する決議（案）

右の議案を別紙のとおり提出する。

昭和四十年三月二十五日

提出者 竹田市議会議員 木 田 龍 勇

竹田市議会議員 阿 南 豪 郎

竹田市議会議員 小 沢 哲 郎

泉 哲 郎

竹田市議会議長 菅 八 郎 殿

<p style="text-align: center;">           藤沢市          アメリカ局長          参事官          北米課長       </p> <p style="text-align: center;"> <b>39 講議第222号</b>  <b>昭和40年3月30日</b> </p> <p style="text-align: center;">         外務大臣          植名 悅三郎 殿       </p> <p style="text-align: center;">         藤沢市議会議長          山口倉吉          </p> <p style="text-align: center;"> <b>沖縄の祖国復帰に関する決議について(提出)</b> </p> <p>         このことについて、昭和40年3月29日開会した市議会定例会の本会議において、沖縄の祖国復帰について、別紙のとおり決議したので、この実現に対してすみやかに適切な措置を講ずるよう格度の御配慮を願いたい。       </p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p style="text-align: center;">           藤沢市  <b>沖縄の祖国復帰に関する決議</b> </p> <p>         戦後20年を経た今日、沖縄は、いまなお祖国日本から切り離され、90万同胞は、日本国民としての基本的な権利を奪われている。これは、歴史的または民族的な観点からして、きわめて不合理であり、とくに、日本の国連加盟後も、沖縄がアメリカ合衆国の統治下におかれていることは、国連憲章および世界人権宣言の精神にも反するものと考えられる。       </p> <p>         沖縄の祖国復帰はひとり沖縄同胞の悲願であるばかりでなく、全日本国民のひとしく熱望するところである。       </p> <p>         よつて、本市議会は、政府が、この悲願と熱望にこたえて、沖縄の即時復帰について、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。       </p> <p style="text-align: center;">以上決議する。</p> <p style="text-align: center;">昭和40年3月29日</p> <p style="text-align: right;">         藤沢市議会          </p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

北米課長



沖縄の即時返還・参政権の復活・往来の自由実現についての要請書

沖縄の日本本土復帰のことは、日本国民のひとしく念願していることは申すまでありません。

然るに現在なお渡航も制限され参政権すら与えられていないことは、人道的見地からするも、はなはだ遺憾に堪えないところであります。よつて政府におかれては、米国政府と強力に折衝を重ねこれが実現方につき、特段のご尽力を賜わりますよう要請いたします。

昭和四十年四月三日

文京区議会議長 古賀一郎



外務大臣 椎名 悅三郎 謹



アメリカ局長

参事官

北米課長

玉議第698号

昭和40年3月29日

外務大臣

椎名 悅三郎 殿

玉野市議会議長 立石明



沖縄の祖国復帰の早期実現方の要請

について

標記について当市議会の決議をもちまして別紙のとおり要請申し

上げますので、何卒趣旨実現について格段の御高配御尽力を賜わり

ますようよろしくお願い申し上げます。

昭和40年3月29日

外務大臣  
椎名 悅三郎 殿

玉野市議会議長 立石明倫



要　　請　　書

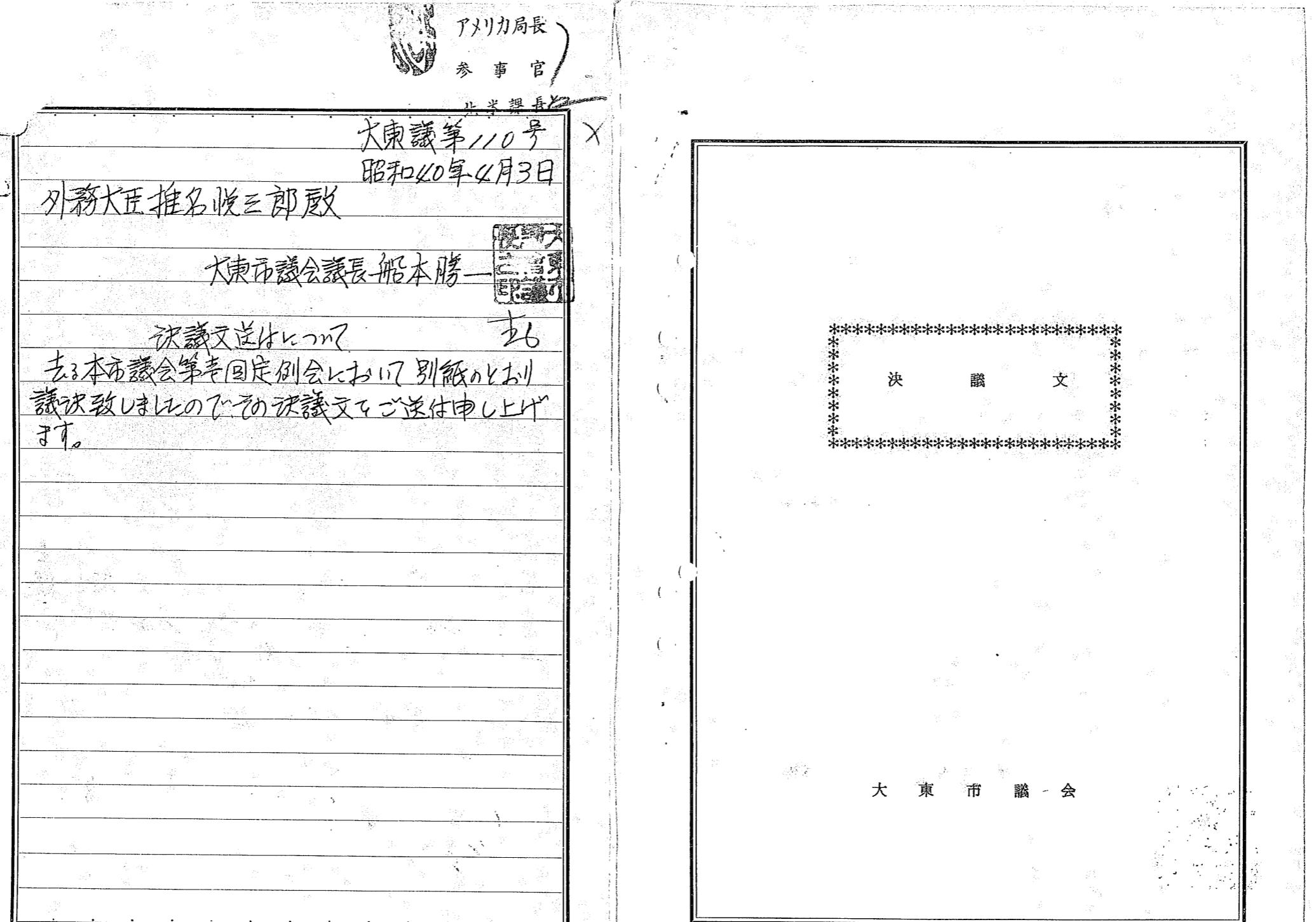
沖縄は日本の一部でありながらアメリカの支配下におかれ、そこには  
れつきとした90万人の日本国民が生活し、祖国復帰を悲願としていま  
すが、日本の憲法によって護られてはおりません。

20余年の長い間祖国から分断されているということは、まさに民族  
的悲劇であり、祖国なきジプシーはあわれなる民であるというが、祖国  
をもちながらその祖国に帰ることの許されない沖縄県民はなおあわれ  
あるといわねばなりません。

戦争中は祖国防衛の第一線に立ち、戦後は祖国の主権回復から除外さ  
れていますが、まさに天理・人道にもとるものと思います。この忍びが  
たい実情が既に国民各層からの久しい熱望にもかかわらず未だに解決を  
みないのは遺憾にたえません。

どうか政府並びに関係当局におかれでは、われわれ国民の悲願に応え、

沖縄90万人の同胞の一日も早い祖国復帰の実現に最善の努力を払われる  
よう、玉野市議会の決議をもつて切に要請いたします。



大阪府大東市役所 電話(大東)331~334 代表333

大阪府大東市役所 電話大東331~334番  
電話代表0720(12)2181

決議第1号

沖縄返還要求決議

終戦後、すでに20年を経過しますが、沖縄・小笠原諸島は今日なおアメリカ合衆国の支配下におかれ、本土および沖縄同胞の強い復帰要求の声も聞き入れられないというのが現状であります。それどころか本土との自由な往来も許されず厳重な軍政下にある実状は、本土に住むわれわれとしてたえがたい現実であります。

本市議会は、ここに一刻も早く沖縄小笠原諸島が返還されることを強く要望するものであります。

右決議する。

昭和40年3月26日

外務大臣准名 悅三郎 謹

大東市議会



大阪府大東市役所

一通話大東331~334番  
電話代表06(12)2181

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

沖縄の施政権返還に関する要望書

兵庫県川西市

沖縄の施政権返還に関する要望書

90万余の沖縄同胞は戦後20年間、たえず祖国復帰を叫びつけ、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返しているが、いつ日本へ返還されるか見通しがつかない現状である。

沖縄の統治問題については、A.A会議など広く国際的にも指摘されているところであり、更にこれは領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し国連憲章の信託統治の条件にも該当しないものである。

従つて、政府が國民世論の支持を背景として強固な態度で沖縄の返還について交渉するならば、これの実現は決して不可能でないと確信するものである。

よつて、政府におかれては、沖縄県民の祖国復帰の願望をいれられこれが、交渉をより強く推し進められるようこゝに本議会の決議をもつて要望する。

昭和40年3月27日

外務大臣  
椎名 悅三郎 殿

兵庫県川西市議会議長

袖

亥 太



アメリカ局長

参事官

北米課長

決

す

三島市

議



アメリカ局長

参事官

北米課長

40枕市議第4の35号  
昭和40年4月5日

外務大臣 推名 悅三郎、殿

枕崎市議会議長 上釜

### 沖縄の即時日本復帰について

本市議会では、さきに沖縄の日本復帰を決議して貴職に対して要望しましたが、いまなおその実現をみないことは誠に遺憾であります。

わが鹿児島県はその地理的関係から、数百年来沖縄とは文化的にも、経済的にもきわめて密接な関係にあり、特に沖縄の日本復帰については重大な关心をよせているものであります。

われわれは政府並びに国会がこの際、さらに国論を盛り上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現について努力されるようここに本市議会の決議に基づき要請いたします。

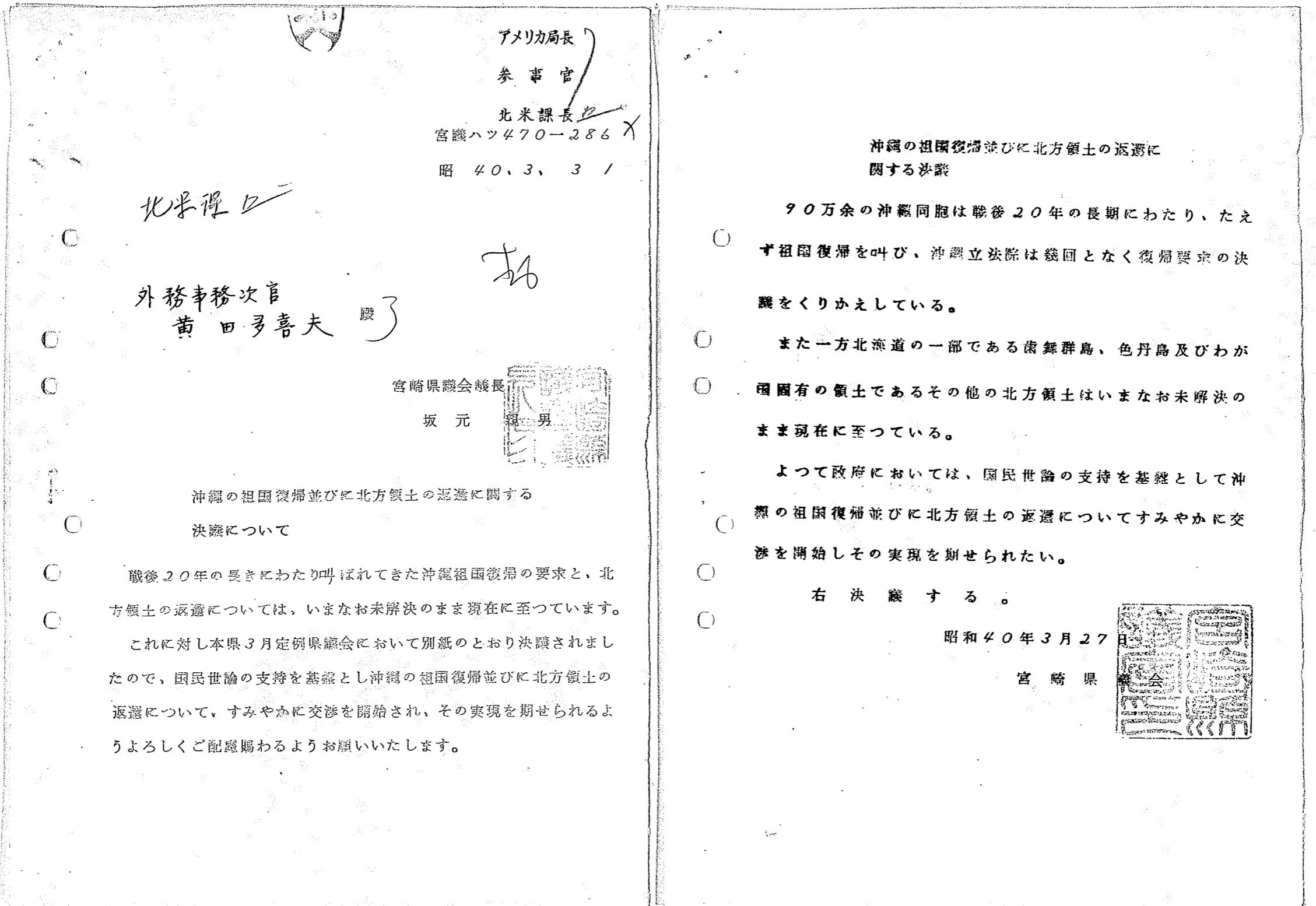
狛江町議会は、沖縄、小笠原が即時、祖国日本に返還されることを希望する。右決議する。

昭和四十年三月三十一日

東京都北多摩郡狛江町議会

議長 土屋庸







アメリカ局長

参考官



批査課長

府議第32号  
昭和40年4月7日

外務大臣  
椎名 悅三郎 殿

手

広島県安芸郡府中町議会  
議長 寺田 義馬

沖縄、小笠原返還を要求する決議について  
昭和40年3月30日開催の当町議会において、標記  
に関する決議案を別紙のとおり全会一致で可決いた  
しました。

政府におかれましては民意を明察せられ、この上とも御  
善処せられんことを要請してやみません。

広島県安芸郡府中町議会

## 決議

沖縄、小笠原返還要求について次のように決議する。

昭和40年3月30日

広島県安芸郡府中町議会

沖縄、小笠原を祖国に復帰させるよう有効適切なる方途を講ぜられるよう政府に要求する。

### 理由

沖縄、小笠原は日本の一員であります。しかし、沖縄、小笠原は現在アメリカの占領の下に軍政をしきり、政治的にも経済的にも全く日本本土から切りはなされております。沖縄と本土との間には往来の自由は禁止され、親子、兄弟、親せき、知人の訪問さえできず、親の死にめにあえないといふ悲劇が今もなおくり返されております。しかも、沖縄の県民は農地の大部を奪われ、ようやくにして職をえた労働者の実質賃金は本土のそれの半分にもみにす、反面物価は外国のみの関税がかけられるため本土の4割高となつております。

また、そこではアメリカ兵に殺されても犯人を裁く権利さえ与えられず、県民の人権と政治的自由は全くふみにじられています。

小笠原住民は住み戻れた島から追放されたまま、未だに帰島を許されず、本土の各地に散在して生活にも困窮している有様です。

そのうえ、両島はアメリカの核戦争政策の極東最大の基地とされている事実は、アジアと世界の平和に対し極めて重大な問題をはらんでおります。

したがつて、アメリカの軍事占領をたちきり、一日も早く祖国に復帰したいといふ沖縄県民と小笠原住民の心からの願いは、とりもなおさず思想、信条、党派をこえた日本国民の圧倒的多数の熱願であります。本議会は、政府が一日も早く沖縄、小笠原の祖国復帰を実現するよう有効適切な手段をとられるよう強く要求するものであります。

広島県安芸郡府中町議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

七議案第七十三号

昭和四十年三月三十日

青森県上北郡七戸町議会議長

山本正

上北郡  
議長印

外務大臣

椎名 悅三郎 殿

要望決議書提出の件

本町議会において、「沖縄の祖国復帰早期実現に關する要望決議」を別紙のとおり全会一致をもつて可決されましたので、これが実現にご努力下さるよう、お願いし提出いたします。

以上

沖縄の祖国復帰早期実現に關する要望決議

沖縄住民の悲願が、祖国復帰に集約されていることは、いりまでもなく、日本国民の世論にもなつてゐることも事実である。しかしながら、この極めて当然の民族的要求は、無視され、今日なお、米国の統治下に置かれ、その住民は祖国同胞と国民生活とともにすることができないことは、われわれにとつても、この上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄住民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

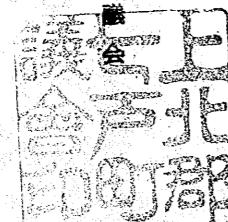
国連憲章は、民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米国の國際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大な時点にたつて、佐藤、ジョンソン対談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかし、たとえ前進したとはいえ沖縄住民の悲願が達成されなかつたことは、残念である。今日、複雑な条件から発生する諸問題のすべては、そのほとんどは祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

よつて、沖縄が米国支配から脱却して祖国復帰の熱烈なる宿願の現実を理解し、その実現を期するよう、万全の措置を講ぜられ沖縄の施政権が速やかに返還されるよう、本議会の決議をもつて、強く要望する。

昭和四十年三月二十六日

青森県上北郡七戸町議会



沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は全島民の永年の悲願であり、我々本土国民も等しくその祖国復帰の一日も速やかな実現を希求するところである。

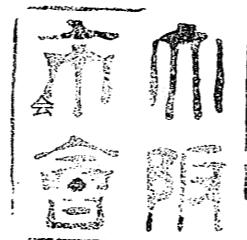
対日講和条約発効と同時に沖縄の祖国復帰が実現するものと期待したにかゝわらず、爾来13年依然として異国民と同様の関係にあることは、洵に遺憾である。

よつて政府におかれでは、沖縄90万同胞の祖国復帰の切たる願望と本土国民の総意に応え速やかに、その実現を期し、格段の努力をはらわれるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年4月1日

大阪市



政治委員会  
書記官室



北里得志  
事務次官

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は全島民の永年の悲願であり、我々本土国民も等しくその祖国復帰の一日も速やかな実現を希求するところである。

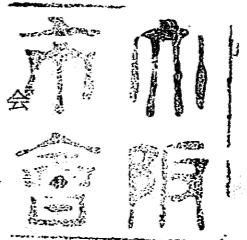
対日講和条約発効と同時に沖縄の祖国復帰が実現するものと期待したにかゝわらず、爾来13年依然として異国民と同様の関係にあることは、洵に遺憾である。

よつて政府におかれでは、沖縄90万同胞の祖国復帰の切たる願望と本土国民の総意に応え速やかに、その実現を期し、格段の努力をはらわれるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年4月1日

大阪市



アメリカ局長

参事官

北米課長

官議第62号

昭和40年4月8日

外務大臣  
椎名悦三郎殿

官津市議会議長

上山秀



決議書の提出について  
官津市議会は、昭和40年3月15日別紙のとおり  
「沖縄の祖国復帰に関する決議」を行なつたので、当  
市議会の意志をご了承のうえ、善処たまわりますよう  
要望します。

京都府宮津市

### 沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は、全島民の悲願であり、われわれ日本人は、素しく、これが速やかなる実現を希求しているところである。

沖縄は、対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は、当然日本に属し、日本的一部であることは、極めて明白である。然るに対日講和条約発効後、13年を経過した今日、依然として米国政府の統治権下で軍事的支配下におかれていることは、誠に不合理といわなければならぬ。

またこのことは、国連の植民地解放宣言はもとより世界の世論にも反するものであり、沖縄施政権の日本への返還は、世界平和への大道である。

政府におかれては、沖縄の90万同胞が繰り返し叫び続ける切々たる声に応えて、1日も早く祖国復帰を実現するよう格段の努力をいたされんことを強く要望するものである。

以上決議する。

昭和40年3月15日

外務大臣  
椎名悦三郎 延



官津市議会

京都府宮津市

沖縄における施政権回復早期実現に関する  
要望決議

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

北海道議会  
九

北米課長



沖縄における施政権回復早期実現に関する要望決議

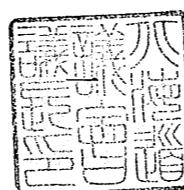
沖縄が、祖国日本から分離されて以来、すでに二十年の歳月を経過しているが、今日なお同島における施政権復帰の実現を見ていないことはまことに遺憾にたえない。

従つて、同島民は三十年の長期にわたり祖国復帰に対する強い願望或いは沖縄立法院における同様趣旨の決議等々をもつて、機会あるごとに哀訴要望を行なつてゐる島民の切々たる心情に思いをいたす時、われ等同胞もまた国民感情として、黙過するに忍び得ないものがある。よつて、国においては、この際、わが國固有領土たる沖縄の施政権回復早期実現のため、適切なる措置を講ずるよう本議会の決議をもつて強く要望する。

右決議する。

昭和四十年四月六日

北海道議会議長 岩 本 政



外務大臣  
椎名 脊三郎 殿

アメリカ局長

参考官

課長

課オ一六四号

昭和四十一年四月五日

北米

外務大臣

樺名院三郎

殿

愛媛県大洲市議会議長

上川好

邦

意見書の提出について

当市議会三月定例会におきまして、別紙のとおり意見書を議決いたしましたので提出いたします。宣數く御取扱い下さいますようお願ひいたします。

沖縄の施政権返還に關する意見書

沖縄県民九十万同胞は、終戦以来を経て、アメリカの施政権返還・沖縄の祖国復帰を訴え統一、琉球政府立法院は、幾回となく沖縄返還要求の決議を採り返している。

日本国会もまた再三にわたり沖縄同胞の懇願に応え、施政権回復に關する努力を払われつつあるも、戦後既に二十年を経過した現在、今なお沖縄はアメリカ合衆国の統治下に置かれていて、いつ日本へ返還されるか、その見通しもつかない状況にある。

アメリカ合衆国による沖縄統治の不當性については、A.A.会議など広く国際的にも指摘されていて、且づかた領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章における信託統治の条項にも該当しないばかりでなく、国連加盟国である日本の主権平等を無視し、国連憲章に相反するものであることは、既に琉球政府立法院議会が指摘している通りである。

従つて、政府がアメリカ合衆国に追跡することなく、国民世論の支持と基盤の上に立て、強固な態度で沖縄返還問題について、対米交渉を進めるならば、九十万同胞の懇願と

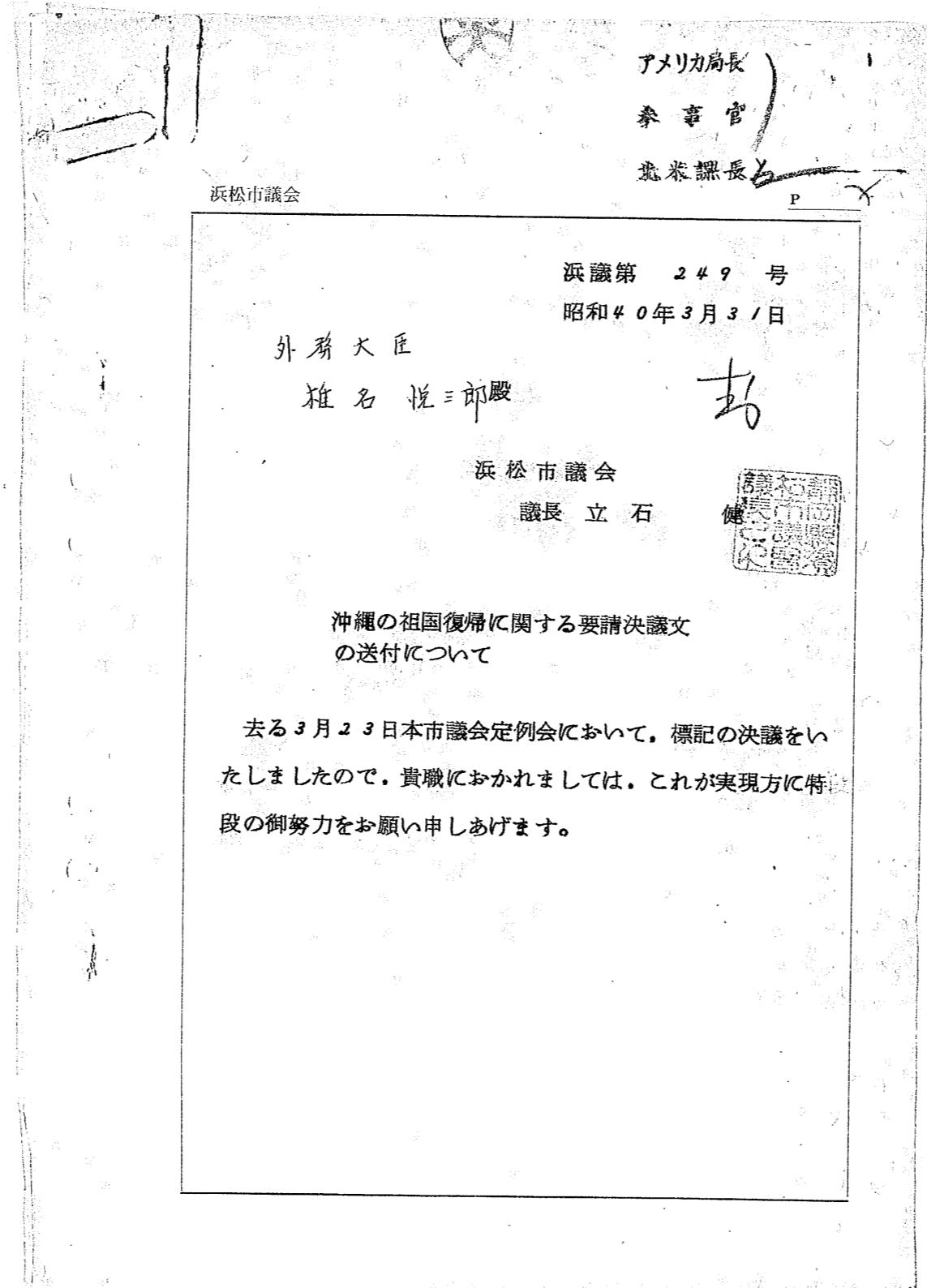
施政権回復の実現は決して不可能ではないことを確信するものである。

政府にもかかっては、何人も侵すことのできない宗尚至純な沖縄県民の祖国復帰の願望と切実な訴えを理解され、沖縄の祖国復帰が一日も早く実現するよう格別の御願いを賜わりをく、地方自治法第十九条の規定により意見書を提出する。

昭和四十一年三月二十九日

外務大臣  
権名悦三郎

愛媛県大洲市議会



沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は、第2次大戦の敗戦により祖国日本から分離され、現在他国の支配下におかれている。

ここに歴史的経過を考察するに、沖縄は明らかに日本の国土であり、われわれと同じ日本民族であることは言をまたないところである。しかるに、沖縄は、今日に至るもなお孤立化され、祖国日本との自由往来がはばまれていることは、われわれ同胞としてもまことに忍び得ないところである。

よつて、本市議会は、沖縄をすみやかに、かつ、完全に祖国日本に復帰される措置を講ぜられるよう強く要請する。

昭和40年3月23日

済松市議会



アメリカ局長

参事官

枚市議第 257号

昭和40年4月8日

外務大臣

椎名悦三郎

枚方市議会議長 多田 周太郎



支

決議書送付について

本市議会は、3月26日の議会の会議において、次の決議を行なつたので、決議書を送付します。

なお、貴職におかれでは、これが趣旨を御観察の上、格別の措置を講じられるよう強く要望します。

記

沖縄返還に関する決議

\*\*\*\*\*  
\* 沖縄返還に関する決議書 \*  
\*\*\*\*\*

## 沖縄返還に関する決議書

終戦後すでに20年を経過した今日、今なおわれわれと同じ血でつながる沖縄90万同胞がその主権を与えられることなく呻吟しておる。

そしてその間幾多の懊惱、苦難に逢着しながらも全島民挙つて祖国復帰の悲願完遂のため、あらゆる努力を重ねている実状を見るとき、その劳苦と心情に対し、禁じ難い血涙を覚える。

また同時に沖縄同胞の日本への復帰は、本土に住むわれわれの悲願でもある。しかるに、われわれ及びこれ等同胞の意思に反し、年とともにますます嚴重な軍政統治が行なわれつつある現実はまことに遺憾にたえない。

従つていかなる理由があるにせよ、このままの状態で放置されることは、許されるべきではないと思ふ。これがため、米国及び国連加盟諸国が全世界の良識の上にたつて、現下の沖縄統治の実態を再認し、日本の主権が完全に回復される措置をすみやかに講じられるべきであると確信する。

よつて、政府においては、あらゆる障害を排除されさらに積極的な努力を傾注されることを強く要望する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

沖縄返還問題会議

アメリカ局長

参事官

北米課長 40大市議発第 98号  
X 昭和40年 4月 1日

外務大臣  
椎名悦三郎殿

鹿児島県大口市議会議長

森山盛蔵 印

沖縄の祖国復帰に関する要請  
決議について

本市議会は、沖縄の祖国復帰に関し、別紙のとおり決議致しましたから、特段の措置を講ぜられるよう決議書を添え要望致します。

大臣  
40.4.3  
秘書官室

### 沖縄の即時日本復帰に関する決議

本議会は、すでに去る昭和39年6月沖縄の日本復帰を要望する決議を行なつたが、いまなお、その実現をみないことは誠に遺憾である。

わが鹿児島県は、その地理的な関係から、数百年来沖縄とは文化的にも経済的にも、きわめて密接な関係にあり、沖縄の日本復帰については重大な関心をよせているものである。

われわれは、政府ならびに国会がこの際、さらに国論を盛り上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえその実現について努力されるよう切に要望する。

以上決議する。

昭和40年3月29日

鹿児島県大口市議会

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

三議第 141 号  
昭和 40 年 4 月 7 日

外務大臣  
椎名 悅三郎 殿

兵庫県三木市議会議長

近藤 守



#### 沖縄の施政権返還に関する決議について

第 65 回三木市議会定例会において可決された次の決議文を別紙をもつて提出いたしますから、よろしくご高配をお願いいたします。

記

#### ○ 沖縄の施政権返還に関する決議

### 沖縄の施政権返還に関する決議

戦後 20 年間、90 万余の沖縄同胞はひたすら祖国復帰を念願し、琉球立法院は幾たびとなく復帰要求の決議を繰り返している

○ 日本の国会においてもまたその悲願にこたえ、再三にわたつて施政権復帰に関する決議を行なつたが、沖縄はいまなおアメリカの施政下にある。

○ アメリカによる沖縄統治の不当性は、国際的にも指摘されているところであり、また領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章の信託統治の精神にも反し、日本の主権を無視した現実はまことに遺憾である。

○ よつて政府におかれでは、国民世論の支持と全世界の良識の上に立つて施政権返還問題の早期解決について、さらに格段の努力を尽されるよう要望する。

○ 以上決議する。

昭和 40 年 3 月 30 日

三木市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和四十一年三月三日

長崎第一四八号

一六

鹿児島県議会議長　喜久雄

外務大臣　椎名悦三郎殿

沖縄祖国復帰、早期実現決議書

別紙の通り決議書提出致す。宜敷淑殿印



長浜葉子

沖縄の祖国復帰の早期実現に關する決議(案)

日本国民たる沖縄住民が、祖国同胞と國民生活を共にする事が出来ないのは、誠に遺憾である。

沖縄の施政権が早期に祖国復帰となるよう長浜町議会は、要請に応え努力するものである。

昭和四十年三月十六日 提出

長浜町議会議長

一宮 龜久雄

右決議する。

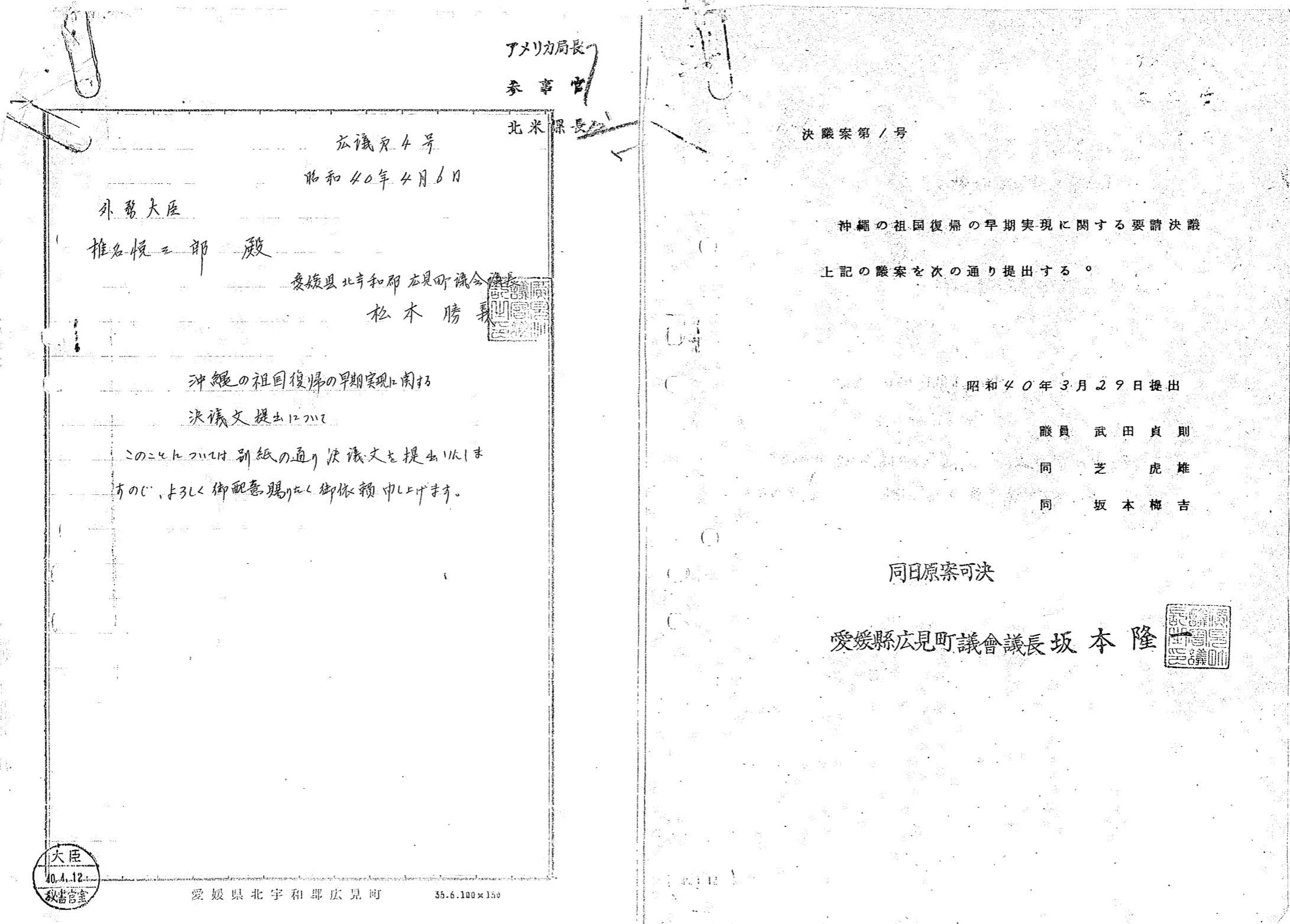
この文本は原本と相違ないことを認証する

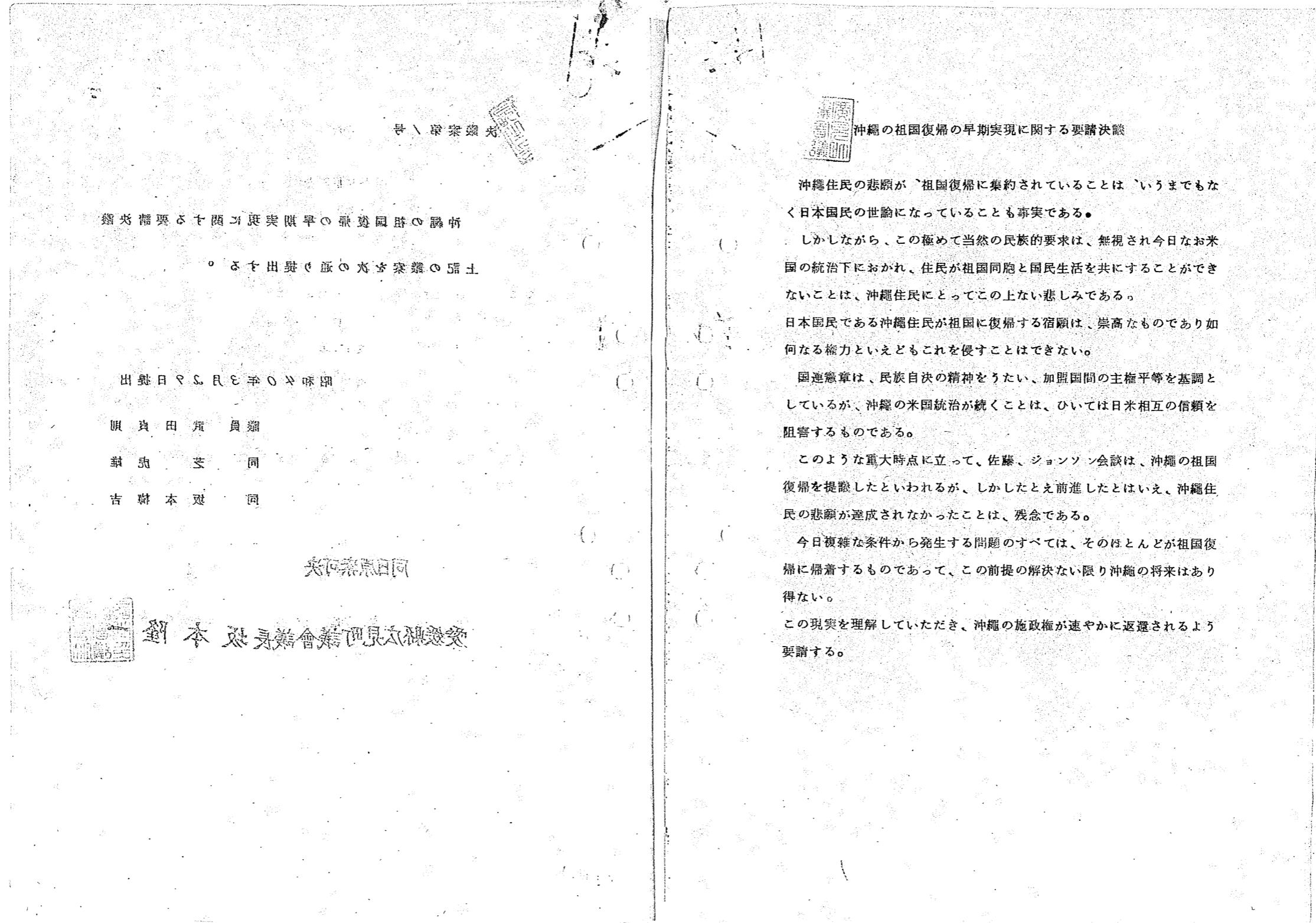
昭和四十年三月廿四日

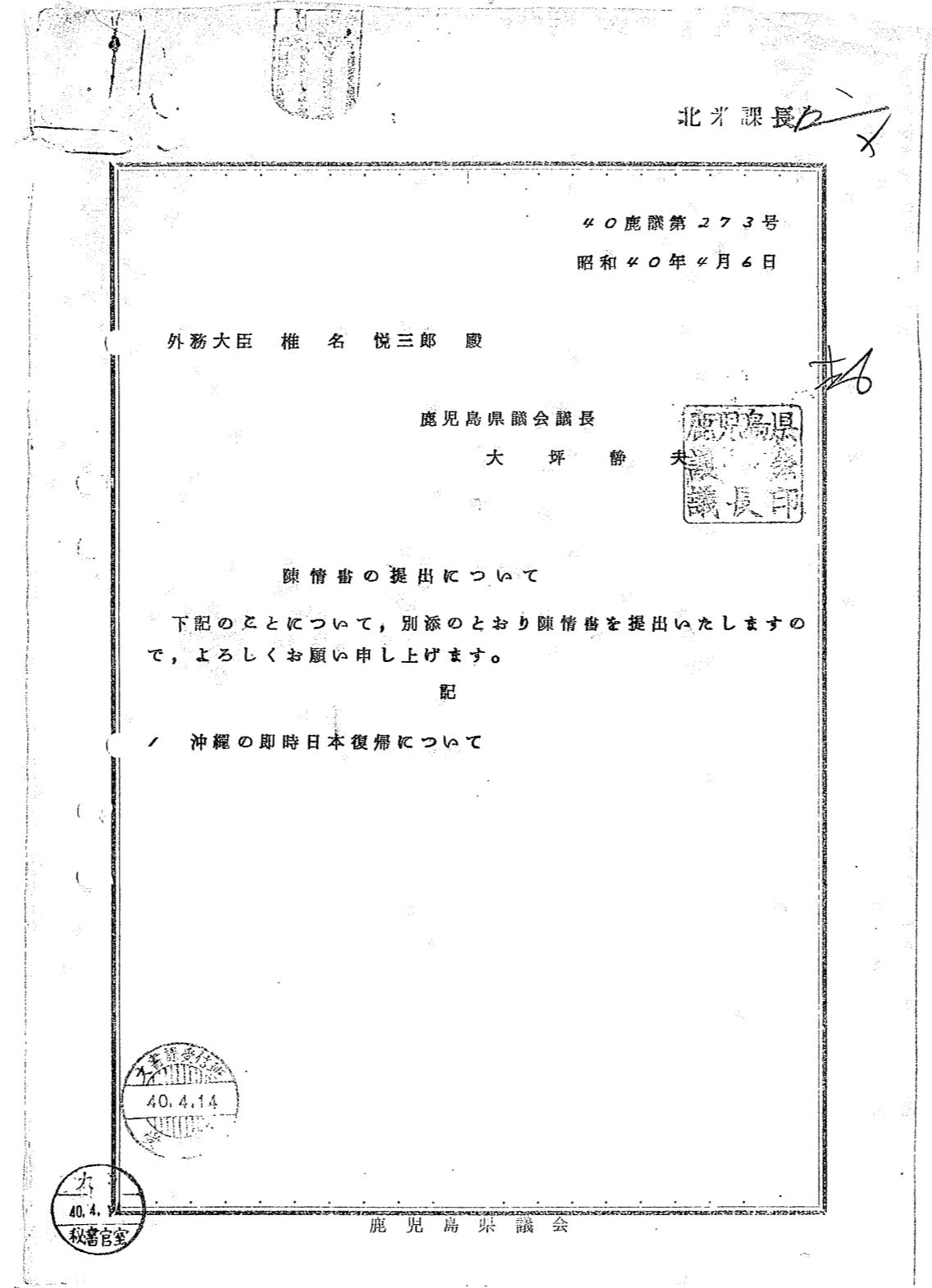
長浜町議会議長

一宮 龜久雄









## 沖縄の即時日本復帰について

### 陳 情 書

昭和 40 年 3 月

鹿児島県議会議長 大坪 静夫

### 陳 情 書

## 沖縄の即時日本復帰について

沖縄が米国の施政権下にあつて、すでに20年を迎えようとしている。

その間当議会においては、数次にわたる日本復帰の要望決議を行なつてきたところであるが、いまだにその実現を見ないことはきわめて遺憾である。

沖縄のおかれた現実は、自治権の拡大を見ないのみか、今日の諸情勢は、さらに沖縄を重大な局面に立たしめようとしている。

よつて、沖縄住民の念願たる日本復帰に応え、その実現について政府ならびに国会が、さらに国論を盛りあげ、強力に対策を講ぜられるようここに鹿児島県議会全員一致の議決をもつて陳情申し上げる。

昭和 40 年 3 月 25 日

鹿児島県議会議長 大坪 静夫



外務大臣  
椎名 悅三郎 殿

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

伊 議才 51 号

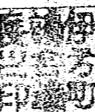
昭和 40 年 3 月 30 日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

十一  
28

愛媛県西宇和郡伊方町

議会議長 魁井源松 印



沖縄の祖国復帰の早期実現に關する要請について

このことについて本町議会においては別紙のとおり決議しましたのでこれが実現方よろしくお願ひ申上げます。



## 祖国復帰の早期実現に関する要請

戦後すでに 20 年、沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されるとはいうまでもなく日本全国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要請は無視され、今日なお米国統治下に置かれこれら住民と国民生活を共にすることができないことは、われわれ同胞としてこの上ない悲しみである。

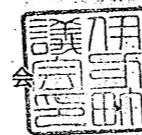
日本国民である沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高なものであり如何なる権力といえども、これを侵すこととはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが今日復雜な条件から発生するかずかずの問題は、そのほとんどが祖国復帰に起因するものであると思考される。政府及び国会においては沖縄の施政権が速やかに祖国日本に返還されるよう措置されたく要請する。

以上決議する。

昭和 40 年 3 月 12 日

愛媛県西宇和郡伊方町議会



アメリカ局長

参考官

北米課長

宝 議 第 1 9 6 号

昭和 40 年 4 月 12 日

外務大臣

桂名 悅三郎

宝塚市議会議長 坂 上



沖縄に対する施政権返還に関する

意見書（陳情書）の提出について

昭和 40 年 3 月 25 日開会の宝塚市議会定例

会において、標記意見書を議決したので、地方  
自治法第 99 条第 2 項の規定により別紙のとお  
り送付いたします。

兵庫県宝塚市役所

A30-13 B5 タイプ30

沖縄に対する施政権返還に関する意見書（陳情書）

90万沖縄同胞は、戦後10数年にわたり絶えず祖国復帰を叫びつづけ、また沖縄立法院議会においても、幾回となく祖国復帰要求の決議を繰り返してきたことは、ご承知のとおりである。

また日本国会においても、再三にわざつて、沖縄同胞の悲願にこたえて、施政権回復に関する決議を行なつたのであるが、遺憾ながら何等の成果なく、沖縄同胞は、終戦後20年を経た今日、なおアメリカ合衆国の統治下にあつて、苦悩しつつあり、現状では何時施政権が日本に返還されるか見透しさえつかず、沖縄同胞の精神的苦痛は、言語に絶するものがある。

かつまたアメリカ合衆国による沖縄統治の不当性は、すでにA、A会議など広く國際的にも指摘されているとおりであり、いわゆる領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、もはや国連憲章の信託統治の条件にも該当せず、国連加盟国である日本の主権領土を無視し、国連憲章に違反するものであることは、沖縄立法院議会が指摘しているとおりである。

したがつて政府がアメリカ合衆国に追従することなく

斯乎国民世論支持の基盤に立つて、正義人道の立場から沖縄施政権返還について、強い態度で対米交渉をするならば、これの実現は決して不可能でなく、またこの問題の解決は、政府はもちろん9千万同胞の共同の責務であり、更には祖国のため今次沖縄戦で散華した幾多の英靈に対する敬肅な回向である。

故に政府および国会におかれでは、何人も侵すことのできない崇高かつ至純な90万沖縄同胞の切なる祖国復帰の悲願をよく認識され、すみやかに沖縄施政権回復が実現されるよう格段のご配慮願いたく、地方自治法第99条第2項の規定により意見書（陳情書）を提出する。

昭和40年4月10日

外務大臣  
椎名悦三郎殿

宇都宮市議会議長 坂上



アメリカ局長  
参考官  
北米課

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要請決議

当町議会は、昭和四十年二月十一日第十六回全国町村議長会定期総会で決議された趣旨に賛同し、沖縄の施政権が速やかに祖国に返還されるよう要請するものであります。

右決議する。

昭和四十年三月二十三日

愛媛県壬生川町議会

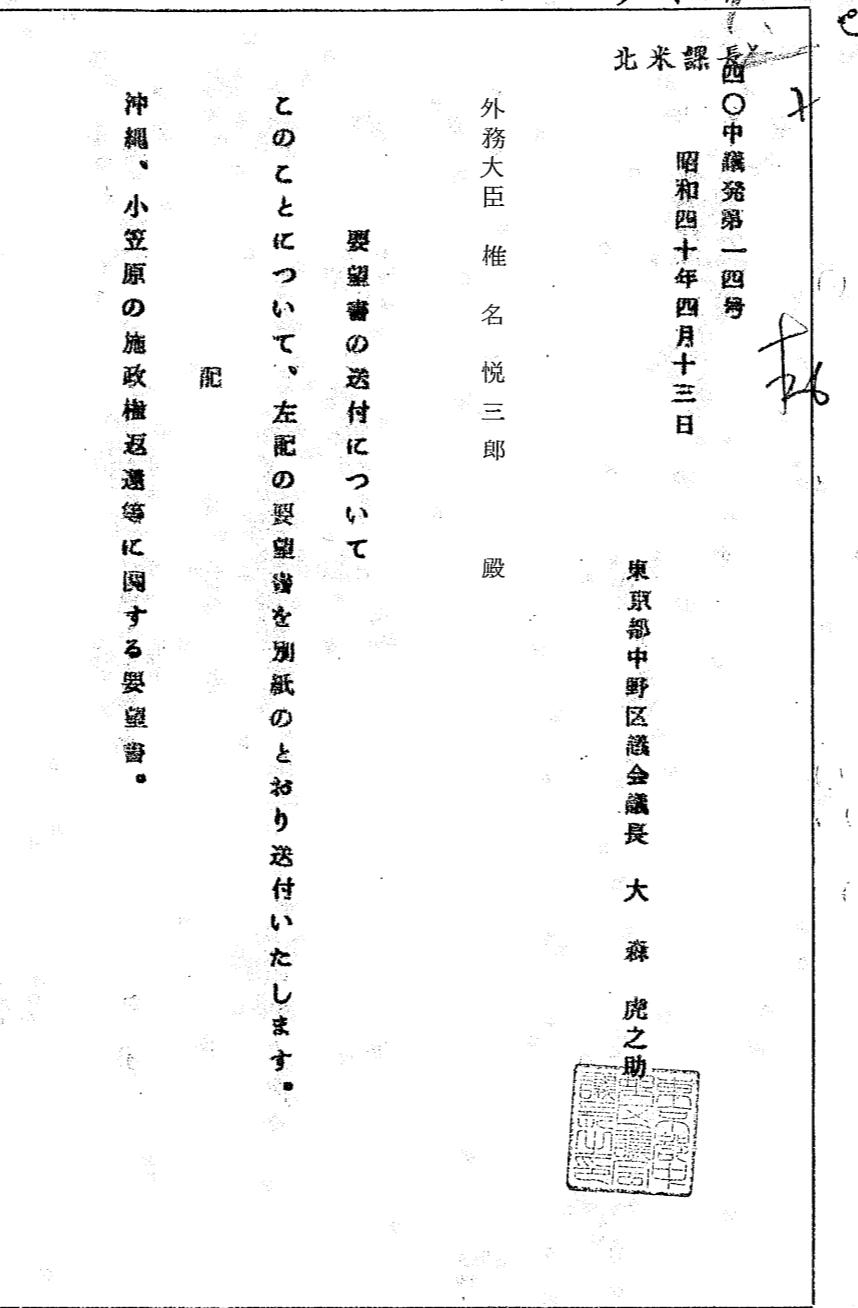
昭和四年三月三日  
日本

壬生川町議會議長 鈴鹿虎市

本件は原本と相違ない事を認證する

昭和四年四月一日





沖縄、小笠原の施政権返還等に関する要望書

要 目

沖縄、小笠原の施政権返還と当該地との渡航制限廃止が早期に実現するよう一層のご尽力を要望いたします。

理 由

沖縄、小笠原の施政権返還については予ねてご尽力のことと存じますが沖縄、小笠原は戦後二十年を経た今日、なお米国の施政権下にあります。このため沖縄、小笠原の住民は終戦以来、引き続き、参政権、その他において本土の住民と同様の権利が認められずまた、当該地と本土との往来不自由など幾多の悲哀を味合つているとあります。

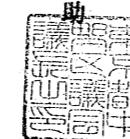
本区議会に対し区内の沖縄、小笠原関係者から沖縄、小笠原の施政権返還及び往来不自由の解除に関する請願が提出されたのですが本区議会としては國民感情及び人道上の問題として当該請願の願意を了とした次第であります。

中野区議会

過般、衆議院において「沖縄の祖国復帰に関する決議案」が可決された趣であります。が關係機関におきましては、小笠原の施政権返還と渡航制限の廃止について、今後、一層のご尽力をたまわりますよう要望する次第です。

昭和四十年四月十三日

外務大臣 椎名 悅三郎 殿



東京都中野区議会議長 大森虎之助

アメリカ局長  
参事官  
北米課長  
名議第192号  
昭和40年4月10日

外務大臣 植名悦三郎 殿

名瀬市議会議長 田中 靖



沖縄の祖国復帰に関する決議文の送付について  
標記に關し別紙のとおり決議文を送付いたします。

## 沖縄の祖国復帰に関する決議

九十余万の沖縄同胞は戦後二十年間たえず祖国復帰を呼びつけ、沖縄立法院は何回となく復帰要求の決議をくり返し、日本国会でも沖縄同胞の悲願にこたえ再三にわたつて施政権返還に関する決議を行っています。

数年来、日米合同委員会等において沖縄住民の自治権拡大住民福祉の向上などに諸種の対策が講ぜられつつあるようありますが、この反面軍事施設の強化や更にアメリカ本国銀行の沖縄進出による経済的支配の強化等、沖縄住民の不幸がたえないことは誠に遺憾であります。

アメリカによる沖縄統治の不当性については、広く国際的にも指摘されているところであります。更に沖縄統治が長期化の傾向に向つていることは、領土の不拡大民族自決の方向に逆行することとは勿論、国連憲章に反するものと言わざるを得ません。

かつてわが名瀬市も戦後沖縄とともにアメリカの軍事占領下にあつてともに苦難を味わいつゝ數百年来沖縄とは密接な関係にありますので、沖縄の日本復帰については重大なる关心をよせているものであります。

よつて我々は、沖縄住民の日本復帰に関する要請にこたえその実現について努力されるよう名瀬市議会の決議をもつて要請

する次第であります。

昭和40年3月30日

名瀬市議会

アメリカ局長  
米課長

参考官

北米

譲第 一〇三号

昭和四十年四月十四日

千葉県八日市場市議会議長 横喜久

里山嘉吉



外務大臣 植名 悅三郎 啓

喜久

地方自治法第九十九条第二項の意見書送付について

沖縄の祖国復帰に関する意見書を別紙により御送付申し上げますのでよ

ろしく御取計り下さい。すようお願い申し上げます。

沖縄の祖国復帰に関する意見書

日本国沖縄が他国の支配下に置かれてより十九年その間祖国日本への復帰を目指し日夜をわかつずあらゆる努力を続けてゐるのである。しかし沖縄九十万同胞の悲願は未だにその解決策を見出し得ない現状にあることは誠に夢寐に堪えない。

かかる長い間沖縄が祖国より分離されてゐることは沖縄住民が平和な生活を営む上に多大な支障を来たしているとともに人道的見地よりしても甚だ忍びがたいものがある。

よつて政府は沖縄住民の悲願に思いをいたし速かに祖国日本への復帰実現に万全の措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和四十年四月十四日

千葉県八日市場市議会

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

日議第228号

昭和40年4月9日

外務大臣  
椎名悦三郎 殿

日向市議会議長 柏田



#### 沖縄の日本復帰に関する決議書送付について

風蕭る青葉の候となりますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記について日向市議会は6月定例会において別紙の通り決議したのでよろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。



#### 沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。合衆国による沖縄の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来僵かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

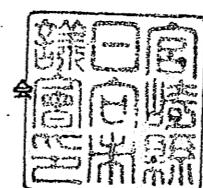
然るに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が今日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれでは、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懷く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和39年6月17日

日向市議会



アメリカ局長

参事官

米米課長

綾 035

昭和40年4月6日

外務大臣  
椎名悦三郎

綾部市議会議長

小室繁太郎



決議文送付について

本市議会昭和40年3月定例会において「沖縄及び小笠原諸島の即時日本返還を求める決議」を議決したので、送付します。

決議の趣旨を勘案され善処されますよう申し添えます。

要處理	要返送
要研究	急
課	内
技	用
斧	青
有	馬
渡	山
大	川
中	平
後	吉
藤	津

B5 タイプ22K 39.3.10-000 綾印

綾 部 市

沖縄及び小笠原諸島の即時日本返還を求める

決議

戦後20年、歴史的にも日本の領土であり、民族的にも日本国民である沖縄と沖縄島民、及び小笠原諸島と小笠原島民が、日本が国連に加盟した後において、今なお日本から切り離され、米国の治政の下に基本的人権及び自由を抑制されていることは、きわめて不合理であり憤りを感じ得ない。

よつて政府は、93万余の沖縄島民及び幾多の小笠原諸島民の総意と、日本国民の世論をくみ、ただちに沖縄及び小笠原諸島民の返還について、強力な対米交渉を行なうとともに、全日本国民の悲願達成のために積極的な努力を行なうよう、綾部市民の総意を代表して要請する。

ここに決議する。

昭和40年3月

綾 部 市 議 会

B5 タイプ22K 39.3.10-000 綾印

綾 部 市